

# 阿賀町国土強靱化地域計画

令和3年3月

## 目 次

|      |                        |    |
|------|------------------------|----|
| 第1章  | はじめに                   | 1  |
| 1    | 計画策定の趣旨                | 1  |
| 2    | 計画の位置づけ                | 1  |
| 3    | 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係   | 2  |
| 第2章  | 地域特性・過去の災害             | 3  |
| 1    | 地域特性                   | 3  |
| 2    | 過去の災害                  | 5  |
| 第3章  | 地域計画策定の基本的な考え方         | 10 |
| 1    | 基本理念                   | 10 |
| 2    | 基本目標                   | 11 |
| 第4章  | 脆弱性評価と推進方針             | 12 |
| 1    | 脆弱性評価の考え方              | 12 |
| 2    | 想定するリスク                | 12 |
| 3    | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | 12 |
| 4    | 脆弱性評価（現状分析・評価）及び推進方針   | 14 |
| 第5章  | 計画の推進                  | 50 |
| 1    | 推進方針の重点化               | 50 |
| 2    | 計画の推進及び見直し             | 50 |
| 3    | 推進方針の重点化項目             | 50 |
| 【資料】 | リスクシナリオの評価指標一覧         | 55 |

## 第1章 はじめに

### 1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、平成 26 年 6 月には基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定されました。

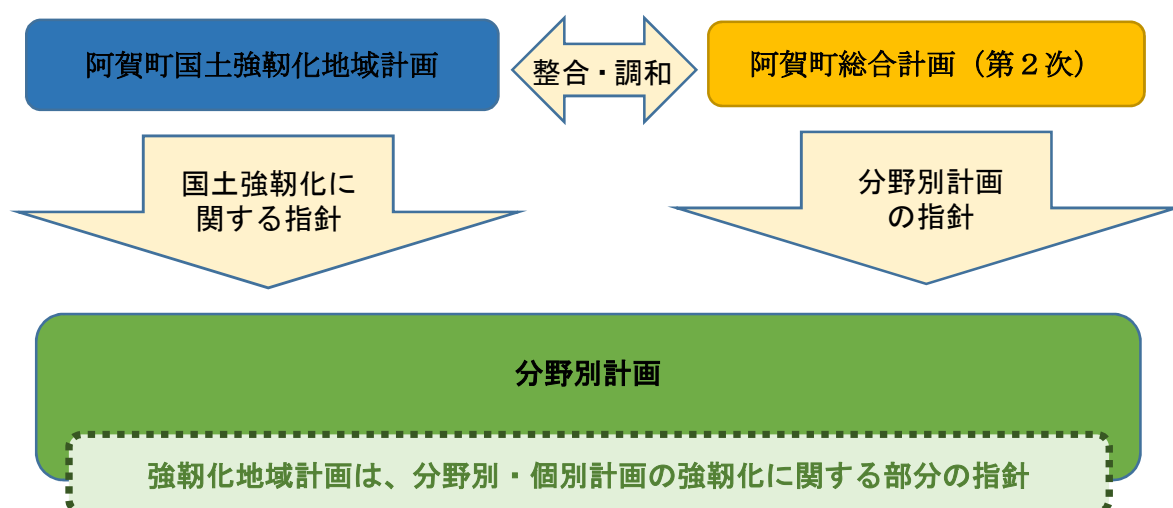
「阿賀町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）は、これまでの自然災害から得た教訓や基本法の趣旨を踏まえ、本町において「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心なまちづくりを推進するため策定するものです。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づき策定する国土強靱化地域計画として策定するもので、本町における国土強靱化に向けての施策を総合的かつ計画的に進めるための指針となるものです。

計画の策定にあたっては、基本計画や県計画との整合を図るとともに、町政の基本方針である「第 2 次阿賀町総合計画」との整合・調和を図るとともに、国土強靱化の観点から、「阿賀町地域防災計画」など、本町における様々な分野の計画とも整合を図りながら策定しています。

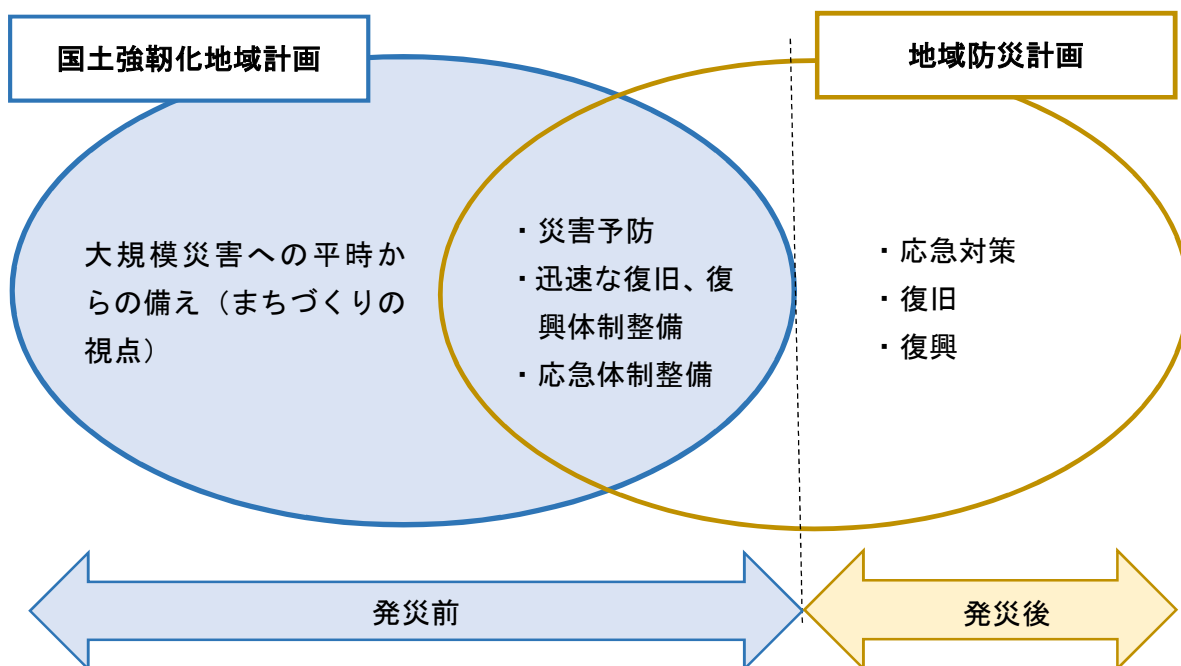
#### 【総合計画及び分野別計画との関係】



### 3 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係

地域防災計画は、地震や洪水など災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めたもので、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画です。

一方、国土強靱化地域計画は、平時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画です。両者は相互に連携しながら、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。



## 第2章 地域特性・過去の災害

### 1 地域特性

#### 1-1 位置・地形等

本町は新潟県の東部に位置し、県都新潟市から東へ磐越自動車道で約40分、一般国道49号では約70分で町の中心部に到着する距離にあり、町の東側は福島県の県境と接しています。

町の中央を阿賀野川とその支流の常浪川が流れ、その河岸の段丘を中心に開けた中山間地域で、中心部は比較的平坦な地形が広がっていますが、周辺は急峻な山岳地帯に囲まれ、北には大きく飯豊連峰が広がり、南には越後山脈が南北に走っており、それらの嶺々が周辺市や福島県との境界を形成しています。

町の面積は952.89k㎡で、新潟県面積の約7.6%を占めています。

#### 1-2 気象状況

気候は、日本海側気候と内陸性気候の特徴を併せ持ち、年間の平均気温は11℃から12℃ですが、年間を通じての気温差が30℃もあり、1日の気温差も大きくなっています。また、夏季は、高温多湿で降水量も多く、冬季は厳寒であり降雪量が多く、冬の積雪は平坦部で1.5m、山間部で2.5mに達し、根雪期間は12月下旬から3月下旬に及び、特別豪雪地帯に指定されています。

#### 1-3 土砂災害・雪崩危険箇所

本町には、地すべり、がけ崩れ、土石流、山崩れ等により、人家、公共施設に被害を及ぼすおそれのある土砂災害危険箇所が数多く存在します。

また、本町は豪雪地域でもあることから、雪崩危険箇所も多数存在しています。

| 種 類        | 個所数 |
|------------|-----|
| 土石流危険渓流    | 73  |
| 地すべり危険箇所   | 36  |
| 急傾斜地崩壊危険箇所 | 45  |
| 雪崩危険箇所     | 80  |

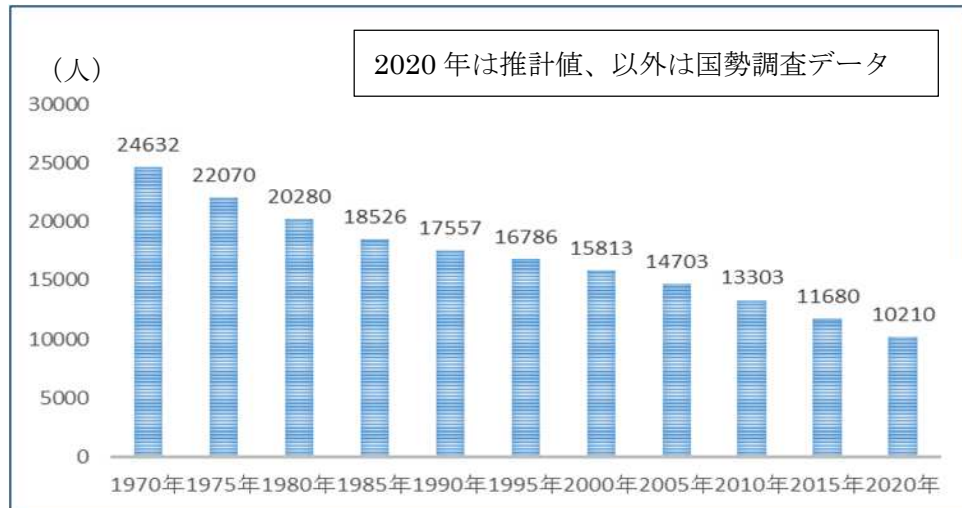
\* 令和1年度現在

## 1-4 人口

### (1) 人口

本町の人口は、1970年（昭和45年）には24,632人でしたが、令和2年には10,210人と、この50年間で14,422人、約6割も減少しています。

#### 人口の推移

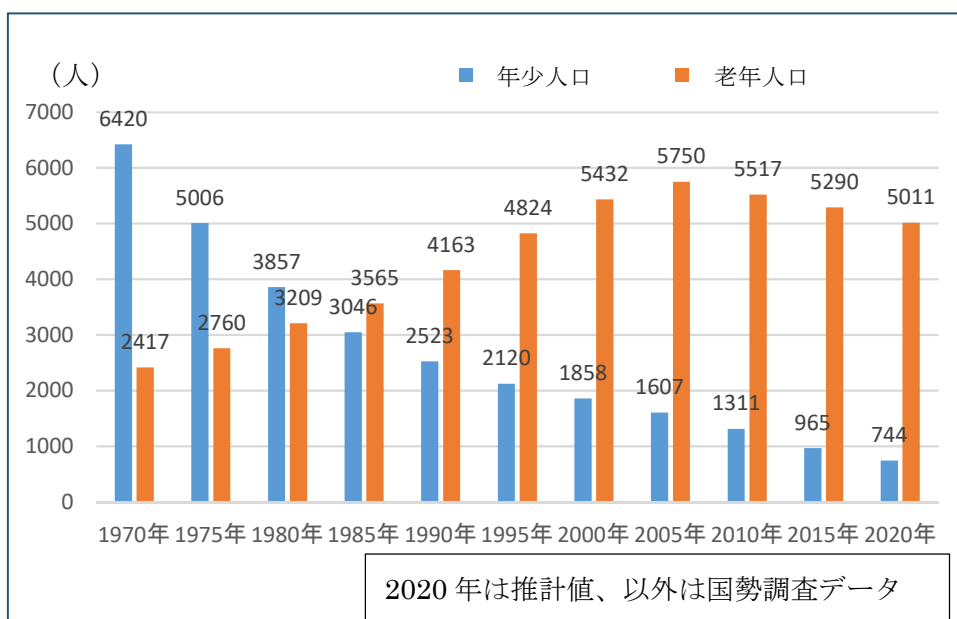


### (2) 年少・老年人口

年少人口と老年人口の推移をみると、年少人口（14歳以下）は1970年（昭和45年）から2020年までの50年間に約1/10にまで減少しています。

一方、老年人口（65歳以上）は、同じ50年の間に約2.1倍に増加しています。このように本町においては依然として少子高齢化が進んでいます。

#### 年少・老年人口の推移



### 1-5 町の安全・安心を担う人材

本町における自主防災組織活動カバー率は、国や県をやや上回る状況にあります  
が、その一方で地域防災の重要な担い手である消防団員数については減少傾向にあ  
り、地域の安全・安心を担う人材の不足が懸念されています。

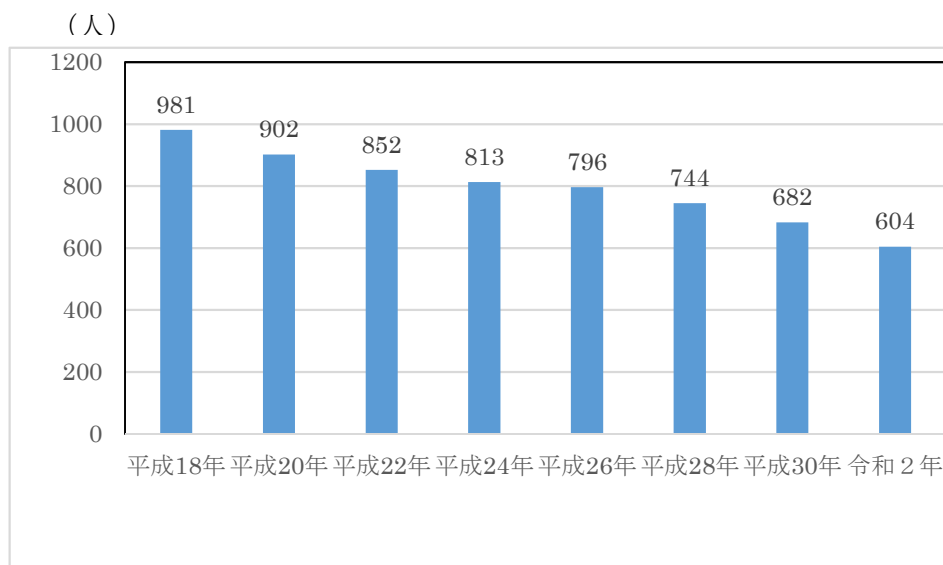
自主防災組織活動カバー率

| 地 域   | カバー率 (%) |
|-------|----------|
| 阿賀町*  | 87.7     |
| 新潟県** | 84.2     |
| 全 国** | 81.7     |

\*令和 2 年 4 月 1 日現在

\*\*平成 31 年 4 月 1 日現在

消防団員数の推移



## 2 過去の災害

### 2-1 集中豪雨による災害

本町においては、6月～7月にかけての集中豪雨による水害等の被害が最も多く、  
特に梅雨前線による豪雨で大きな被害が発生しています。主な災害は次のとおりで  
す。

|             |          |
|-------------|----------|
| 昭和 31 年 7 月 | 梅雨前線豪雨災害 |
| 昭和 42 年 8 月 | 羽越水害     |
| 昭和 53 年 6 月 | 梅雨前線豪雨災害 |

|             |                    |
|-------------|--------------------|
| 昭和 56 年 6 月 | 梅雨前線豪雨災害           |
| 平成 16 年 7 月 | 新潟・福島豪雨災害（7.13 水害） |
| 平成 23 年 7 月 | 新潟・福島豪雨災害          |

このうち比較的最近の平成 23 年の新潟・福島豪雨災害では、阿賀野川流域を含む広い範囲で集中豪雨が発生し、阿賀野川においては氾濫危険水位を超える状況となり、本町では大きな災害が発生しました。

この時の降雨状況と被害状況については以下のとおりです。

**アメダスの日降水量（平成 23 年 7 月 27 日～30 日）**

（単位：mm）

| 市町村 | 地点名 | 27 日 | 28 日  | 29 日  | 30 日  | 総降水量  |
|-----|-----|------|-------|-------|-------|-------|
| 只見町 | 只見  | 41.5 | 134.0 | 430.0 | 106.0 | 711.5 |
| 阿賀町 | 室谷  | 22.5 | 151.5 | 152.0 | 55.5  | 381.5 |
|     | 津川  | 14.5 | 209.5 | 108.5 | 30.0  | 362.5 |

※ 気象庁：災害時気象速報「平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨」による

**平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨による被害状況**

| 区分       | 建物の被害（棟） |       |     |      |      |      |
|----------|----------|-------|-----|------|------|------|
|          | 全壊       | 大規模半壊 | 半壊  | 一部損壊 | 床上浸水 | 床下浸水 |
| 一般住宅     | 8        | 54    | 147 | 0    | 21   | 99   |
| その他(小屋等) | 17       | 5     | 49  | 1    | 49   | 177  |
| 計        | 25       | 59    | 196 | 1    | 70   | 276  |

| 区分  | 土木施設の被害   |       |
|-----|---|-------|
| 町 道 | 津川地域：10 箇所、鹿瀬地域：10 箇所、<br>上川地域：42 箇所、三川地域：3 箇所、<br>合計：65 箇所 | 路肩決壊等 |
| 河 川 | 津川：1 箇所   | 護岸崩壊  |

| 水道施設の被害 |        |         |
|---------|--------|---------|
| 被災施設数   | 断水世帯数  | 対象人口    |
| 22 箇所   | 595 世帯 | 1,566 人 |



| 区分    | 農林水産業施設の被害  |
|-------|---|
| 農地    | 冠水面積：48.3ha（田：39.1ha、畑：9.2ha）、140 箇所<br>土砂堆積面積等：63.5ha、594 箇所 |
| 農業用施設 | 598 箇所  |
| 林道施設  | 46 路線、175 箇所、被災延長：19,991m                                     |

資料：「平成 23 年豪雨災害被害状況」による

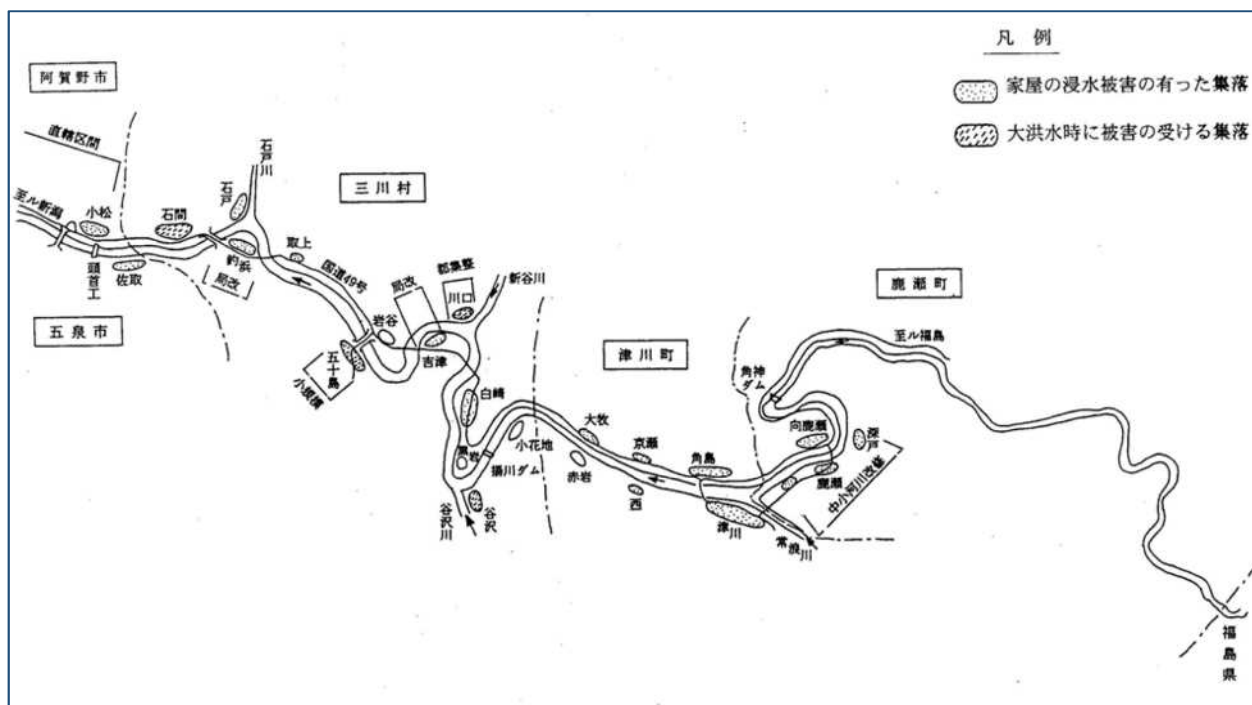
## 2-2 台風による災害

過去、本町に最も大きな被害をもたらした台風は、昭和 36 年 9 月 16 日の第 2 室戸台風です。近年において大きな被害をもたらした平成元年の台風 19 号の場合と合わせ示します。

### (1) 第 2 室戸台風

この台風では、台風が海上を通り過ぎた後、気圧の上昇に伴い非常に強い西風（瞬間最大風速 30～40m/s）が吹き、大きな災害をもたらし、旧上川村では総額 1,140 万円に及ぶ被害を出しています。

昭和 33 年 9 月 18 日から 9 月 27 日にかけての台風（台風 21 号、台風 22 号）による大雨は阿賀野川における既往最大洪水被害をもたらした。その被害の状況は次のとおりです。



阿賀野川における既往最大洪水被害図（昭和 33 年 9 月 26 日洪水）

最大観測流量  $Q=8.93\text{m}^3/\text{s}$ （馬下頭首工地点）

(2) 令和元年 10 月 台風 19 号

最近の平成元年 10 月に発生した台風 19 号による被害状況について、降雨状況等と合わせ以下に示します。(資料：平成元年 10 月 台風第 19 号 被災状況報告資料)

ア 雨量

**降雨量**

(単位：mm)

|       | 日降水量  | 1 時間降水量 | 連続雨量  | 総雨量   |
|-------|-------|---------|-------|-------|
| 津川観測所 | 100.5 | 14.5    | 113.0 | 113.0 |
| 室谷観測所 | 114.5 | 16.0    | 147.5 | 147.5 |

降雨状況：10 月 12 日午前 3 時頃～13 日午前 11 時頃まで断続的に降り続く

イ ダム流入量

上流部において、10 月 12 日午後 7 時頃からダムへの流入量が増え始め、13 日午前 3 時に豊実ダムが 5,300 t、午前 3 時に鹿瀬ダムが 5,400 t、揚川ダムが 5,300 t に達しました。

さらに福島県での豪雨により流入量は増え続け、同日午前 7 時に豊実ダムが 6,800 t、午前 8 時に鹿瀬ダムが 7,100 t、午前 9 時に揚川ダムが 7,500 t の平成 23 年の水害に迫る最大流入量となりました。

特に、流入時間が長時間となったことにより、町内では甚大な被害となりました。

ウ 被害状況

| 最大流入量 (m <sup>3</sup> /s) |            |            |            |      |      |     |
|---------------------------|------------|------------|------------|------|------|-----|
| 新郷ダム(喜多方市)                | 豊実ダム(鹿瀬地域) | 鹿瀬ダム(鹿瀬地域) | 揚川ダム(三川地域) |      |      |     |
| 約 5,900                   | 約 6,800    | 約 7,100    | 約 7,500    |      |      |     |
| 区分                        | 建物の被害 (棟)  |            |            |      |      |     |
|                           | 全壊         | 半壊         | 一部損壊       | 床上浸水 | 床下浸水 | 計   |
| 一般住宅                      | 2          | 7          | 3          | 7    | 16   | 35  |
| 公共施設                      |            |            | 3          |      |      | 3   |
| その他(小屋等)                  |            | 4          | 2          | 9    | 54   | 63  |
| 計                         | 2          | 11         | 8          | 10   | 70   | 101 |

| 区分   | 土木施設の被害   |          |
|------|---|----------|
| 道 路  | 直轄国道：2 箇所、県管轄国道：6 箇所、県道：9 箇所 (内被災 2 箇所)、町道：38 箇所 (内被災 1 箇所) | 冠水による通行止 |
| 付帯施設 | 消パイ操作盤：5 面、路面融雪施設：1 箇所                                      | 水没       |
| 河 川  | 阿賀野川 (県管理)：6 箇所   |          |

| 水道施設の被害 |        |         |
|---------|--------|---------|
| 被災施設数   | 断水世帯数  | 対象人口    |
| 22 箇所   | 595 世帯 | 1,566 人 |

| 区分    | 農林水産業施設の被害  |
|-------|---|
| 農地    | 浸水：9.7ha（田：6.7ha、畑：3ha）、15 箇所                                 |
| 農業用施設 | 45 箇所（道路：17 箇所、用排水路：23 箇所、頭首工：2 箇所、揚水機場：2 箇所、岩谷農業施設空調設備：1 箇所） |
| 林道施設  | 3 路線、3 箇所、被災延長：150m   |

### 第3章 地域計画策定の基本的な考え方

#### 1 基本理念

本町における強靱化を推進する上での「基本理念」については、国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という）及び新潟県強靱化地域計画（以下「県計画」という）を踏まえ、次のとおり設定します。

##### 基本理念

いかなる自然災害等が発生しようとも、

**I 町民の生命の保護が最大限図られること**

**II 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される**

**III 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること**

**IV 迅速な復旧・復興を可能にすること**

を目指し、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた「安全・安心なまちづくり」を推進します。

## 2 基本目標

基本理念に基づき、本町の強靱化を推進するために目指すべき方向性として、次の8つの基本目標（事前に備えるべき目標）を設定しました。

### 基本目標（事前に備えるべき目標）

- ① 町民の生命の保護が最大限図られる
- ② 救助・救急・医療活動が迅速に行われる
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能を確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン・交通ネットワークを確保するとともに、これらを早期に回復させる
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 地域の社会・経済が速やかに回復できる条件を整備する

## 第4章 脆弱性評価と推進方針

### 1 脆弱性評価の考え方

本町の強靱化に向けては、先に定めた基本理念を踏まえた基本目標に対し、基本方針に基づきながら施策を展開していく必要があります。また、強靱化を図るには、本町の地域特性を踏まえた上で、本町における大規模自然災害などのリスク及び各リスクに対する脆弱さについて分析した上で、より効果的な施策を展開していくことが重要です。

国（基本計画）及び県計画においても、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という）の結果を踏まえ、強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定においても、脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針について検討し策定します。

### 2 想定するリスク

国土強靱化基本計画、県計画においては、「大規模自然災害全般」を想定しており、本町においても、地域防災計画を踏まえ、震災、風水害など、大規模自然災害全般を想定します。

### 3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、リスクシナリオを想定した上で行うものとされており、基本計画や県計画との調和に留意しつつ、本町の地域性を勘案して、「基本目標」の妨げとなる、起きてはならない最悪の事態として、23の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を次のとおり設定します。

阿賀町における起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

| 基本目標<br>(事前に備えるべき目標) |                                       | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）<br>23 項目 |  |
|----------------------|---------------------------------------|---------------------------------|--|
| 1                    | 町民の生命の保護が最大限図られる                      | 1-1                             | 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生                |
|                      |                                       | 1-2                             | 異常気象等による広域かつ長期的な浸水被害                   |
|                      |                                       | 1-3                             | 大規模土砂災害による多数の人的被害の発生                   |
|                      |                                       | 1-4                             | 大雪による交通障害や人的被害の発生                      |
|                      |                                       | 1-5                             | 情報伝達の不備、災害に対する意識の低さ、避難行動の遅れ等による被害の拡大   |
| 2                    | 救助・救急・医療活動が迅速に行われる                    | 2-1                             | 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止           |
|                      |                                       | 2-2                             | 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生                    |
|                      |                                       | 2-3                             | 警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足        |
|                      |                                       | 2-4                             | 医療施設や関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶等による医療機能の麻痺 |
|                      |                                       | 2-5                             | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生                   |
|                      |                                       | 2-6                             | 避難所が適切に運営できず避難者の安全確保ができない事態            |
| 3                    | 必要不可欠な行政機能を確保する                       | 3-1                             | 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下                 |
| 4                    | 必要不可欠な情報通信機能を確保する                     | 4-1                             | 情報伝達の不備や災害に対する意識の低さによる避難行動の遅れで犠牲者が発生   |
| 5                    | 経済活動を機能不全に陥らせない                       | 5-1                             | 食料等の安定供給の停滞                            |
| 6                    | ライフライン・交通ネットワークを確保するとともに、これらを早期に回復させる | 6-1                             | 電力の長期間にわたる供給停止                         |
|                      |                                       | 6-2                             | 上水道等の長期間にわたる供給停止                       |
|                      |                                       | 6-3                             | 下水道施設（汚水処理施設等）の長期間にわたる機能停止             |
|                      |                                       | 6-4                             | 地域交通ネットワークの分断                          |
| 7                    | 制御不能な二次災害を発生させない                      | 7-1                             | ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生              |
|                      |                                       | 7-2                             | 農地・森林等の被害や荒廃による被害の拡大                   |

|   |                           |     |                                  |
|---|---------------------------|-----|----------------------------------|
| 8 | 地域の社会・経済が速やかに回復できる条件を整備する | 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ  |
|   |                           | 8-2 | 復旧・復興を支える人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ    |
|   |                           | 8-3 | 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興の大幅な遅れ |

#### 4 脆弱性評価（現状分析・評価）及び推進方針

本町が抱える各リスクシナリオに対して、本町が取り組んでいる施策や事業の進捗状況の観点などを含めて、現状の課題を分析するとともに、進行が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し脆弱性評価を行い、その結果に基づき推進方針について検討を行いました。



# 1 町民の生命の保護が最大限図られる

## 1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

### 1-1-1 住宅・建築物の耐震化、老朽空き家対策

- 住宅の倒壊や家具の転倒による町民への直接的な危害及び火災の発生や沿道建物の倒壊等による交通のマヒに伴う二次的被害拡大が懸念されことから、現行法の耐震基準に適合しない建築物については、地震に対する安全性を向上させる必要がある。

|        |      |       |
|--------|------|-------|
| 住宅の耐震化 | 耐震化率 | 44.8% |
|--------|------|-------|

- 災害発生時の倒壊等につながる管理不十分な空き家が増えてきており、これらの除去・適正管理指導等の対策が必要である。

|             |       |      |
|-------------|-------|------|
| 空き家の現状      | 空き家数  | 601軒 |
| 空き家等対策計画の策定 | 策定の有無 | 未策定  |

### 脆弱性 評価

### 1-1-2 学校等、多数の者が利用する建築物の耐震化

#### 施設の安全性強化

- 学校、社会福祉施設、児童福祉施設等、多数の者が利用する公共建築物については、長寿命化・安全性確保のための耐震化を促進する必要がある。

|            |      |       |
|------------|------|-------|
| 学校建築物の耐震化  | 耐震化率 | 100%  |
| 社会福祉施設の耐震化 | 耐震化率 | 62.5% |
| 公民館等施設の耐震化 | 耐震化率 | 66.7% |

#### 地震発生時における各施設の対応力強化

- 各施設における地震発生時の対応マニュアルの策定等を促進する必要がある。

- 地震時には各個人が身を守る適切な行動をとることが重要であり、このため、地震発生時に身を守る適切な行動がとれるよう、各施設の実状を想定した防災教育・防災訓練等を行う必要がある。

|                       |       |     |
|-----------------------|-------|-----|
| 学校、保育園の避難行動マニュアル策定    | 策定の有無 | 策定済 |
| 小中学生の避難訓練への実施(全員参加)   | 実施の有無 | 実施  |
| 小学校と消防本部連携の防火パトロールの実施 | 実施の有無 | 実施  |

### 1-1-3 避難所・避難路の安全性確保

#### 避難所の安全性確保

- 避難所等の耐震化を推進し、避難者の安全確保を図る必要がある。

#### 避難路の安全性確保

- 避難地への安全かつ迅速な避難を行うため、障害物になる危険性のある沿道のブロック塀の撤去、改善を推進する必要がある。

|         |      |     |
|---------|------|-----|
| 避難所の耐震化 | 耐震化率 | 47% |
|---------|------|-----|

### 1-1-4 防災活動拠点の強化

- 本庁及び各支所の耐震化については、一部が未実施である。また、消防活動拠点の耐震化については、三川及び日出谷分遣所が未実施であり、老朽化した消防車両、資機材の更新を含め、震災に対応し得る消防施設としての拡充が求められる。
- 消防水利である消火栓及び防火水槽については、老朽化した既存施設の補修、改修を進める必要がある。

|              |      |      |
|--------------|------|------|
| 本庁及び各支所の耐震化  | 耐震化率 | 75%  |
| 消防活動拠点の耐震化   | 耐震化率 | 50%  |
| 消防水利の充足状況    | 充足率* | 100% |
| 消防本部のデジタル無線化 | 無線化率 | 100% |

### 1-1-5 救急体制の整備・充実

- 高齢化の進行により他市町村に比較して救急利用率が高く、一方、管内の救急指定病院は1カ所だけで、管外の病院へ搬送する割合が全体の半数近くを占める現状があるため、走行距離も多くなり定期的な救急車の更新が必要である。

- 管内は広大で、山岳での遭難事故やドクターヘリの出動要請が増加しており、新たなヘリポートの増設が必要である。また、救急救命士の処置が高度化しており、救急車に救急救命士2名の乗車体制に向けた体制強化が必要である。

|              |      |      |
|--------------|------|------|
| 救急車利用の現状（年間） | 利用者数 | 853人 |
| ヘリポートの整備状況   | 整備率  | 92%  |
| 救急救命士の確保     | 人数   | 22名  |

#### 1-1-6 消防、医療機関及び他市町村との連携強化

- 管内唯一の救急医療機関で救急搬送の46%の収容を担う県立津川病院に対して、常に対応できる受入れ体制の充実が求められる。

#### 1-1-7 家庭における災害対策

- 家庭内での地震による被害防止のためには、家具固定による転倒防止対策等の家庭内対策を推進する必要がある。
- 「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助、共助の意識を、これまで以上に高めていく必要がある。

|                  |     |    |
|------------------|-----|----|
| 家具固定（大部分固定）の実施状況 | 実施率 | 0% |
|------------------|-----|----|

#### 1-1-8 地域単位での防災体制の強化

- 災害発生の初動期に、地域で対応できる体制を整えるため、地域防災計画に基づく災害時の行動における町民との共通認識を持つことにより、地域で実施する防災訓練を充実強化する必要がある。
- 災害時の被害を最小限に抑えるため、自主防災組織の育成、地域に居住する要配慮者の避難支援体制の整備など、地域ぐるみの備えに対する支援を強化する必要がある。

|                |       |     |
|----------------|-------|-----|
| 防災リーダーの育成状況    | 育成率   | 0%  |
| 災害時要配慮者登録名簿の作成 | 作成の有無 | 作成済 |

### 推進方針

#### 1-1-1 住宅・建築物の耐震化、老朽空き家対策

##### 住宅・建築物の耐震化

- 地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体等との連携を図りながら、耐震性の優れた住宅、建築物の整備を推進する。

#### 老朽空き家対策

- 管理が不十分な老朽空き家について、地震時の倒壊等による危害を防ぐため、空き家等対策計画を策定し、関係機関と連携して所有者に対する除却や適正管理の啓発、指導など老朽空き家対策を推進する。

#### 被災建築物の安全確認体制の強化

- 被災した建築物の余震等による倒壊、部材落下等から生じる二次災害を防止し、町民の安全確保、注意を喚起するため、被災建物の応急危険度判定を目的とした実施体制の整備に努めるとともに専門技術者を養成する。

### 1-1-2 学校等、多数の者が利用する建築物の耐震化

#### 施設の安全性強化

- 耐震化が未完了な対象建築物（公共建築物、民間が運営する社会福祉施設、高齢者施設等）についての耐震化を促進する。

#### 地震発生時における各施設の対応力強化

- 各施設において地震発生時の対応マニュアルの策定を進めるとともに、マニュアルを用いた防災教育・防災訓練等を実施し、地震発生時において身を守る適切な行動がとれるよう啓発を行う。

### 1-1-3 避難所・避難路の安全性確保

#### 避難所の安全性確保

- 避難所となる施設の耐震化や非常用電源の確保対策に取り組む。

#### 避難路の安全性確保

- 避難路沿道等のブロック塀の撤去・改善に対する助成等により、避難行動の障害物となる危険性がある沿道のブロック塀の耐震化を促進する。

### 1-1-4 防災活動拠点の強化

- 耐震化がなされていない三川支所、三川分遣所及び日出谷分遣所の耐震化について検討する。
- 老朽化している消防車両や資機材の整備を図る。
- 老朽化した既存の消火栓及び防火水槽について、補修、改修又は更新工事を計画的に進める。

#### 1-1-5 救急体制の整備・充実

- 救急車両及び資機材の計画的な整備・更新を図る。
- 町外への重症患者の搬送や山岳遭難等に迅速な対応をするため、新たなヘリポートの整備を行う。
- 高度救急処置を充実するため、計画的に救急救命士の養成を行う。

#### 1-1-6 消防、医療機関及び他市町村との連携強化

- 消防本部と救急医療機関との連携を強化する。
- 県立津川病院の救急病院としての充実について、早期に建て替え計画を立案し改築工事に着手することや救急病院としての機能が発揮される医療機器の整備や医療職員の確保に努めるよう、県への要望活動を継続する。
- 新潟地域救急医療連絡協議会等において、県及び参加市町とともに救急に関する問題を解決していく。

#### 1-1-7 家庭における災害対策

##### 家具の転倒防止等の家庭内対策

- 家具類の固定やガラスの飛散防止など、家庭内対策の促進を図る。

##### 応急手当の普及

- 応急手当の講習会を積極的に開催し、その普及を図る。
- 「広報誌やTV電話」を活用し、救急車の適正利用等の啓発を行う。

##### 防災意識の向上

- 町民一人ひとりが、自分の住んでいる地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行えるよう、広報誌・ホームページ等を活用した啓発活動、防災訓練への参加等を通して防災意識の高揚を図る。

#### 1-1-8 地域単位での防災体制の強化

##### 地域防災訓練の充実

- 地域防災計画に基づく災害時の行動における町民との共通認識を持つこと及び防災意識の高揚を図るため、総合防災訓練への参加促進や要配慮者の避難支援を含めた地域防災力向上のための地域レベルでの防災訓練の実施を支援する。

|  |  |
|--|--|
|  | <p><b>防災人材の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自主防災組織ごとに防災資機材を整備して、自主防災組織と消防団との合同防災訓練の実施、消防団員や防災リーダーの確保・教育訓練に努める。</li> </ul> |
|--|--|

## 1-2 異常気象等による広域かつ長期的な浸水被害

|   |   |                    |      |      |
|---|---|--------------------|------|------|
| 脆弱性<br>評価   | <p><b>1-2-1 洪水ハザードマップの普及・活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップを令和2年度に作成し、全戸に配布済みであり、身近な危険箇所等について正しく理解し水害時において状況に応じた避難行動がとれるよう普及啓発や防災教育に努める必要がある。</li> </ul>  |                    |      |      |
|   | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">洪水ハザードマップの配布</td> <td style="width: 20%;">配布率</td> <td style="width: 30%;">100%</td> </tr> </table>  | 洪水ハザードマップの配布       | 配布率  | 100% |
|   | 洪水ハザードマップの配布  | 配布率                | 100% |      |
|   | <p><b>1-2-2 阿賀野川河川整備計画に基づく事業の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 町内には阿賀野川と数多くの支流が流れており、過去には甚大な水害が発生している。平成23年7月の新潟・福島豪雨災害では阿賀野川流域が洪水で被災するなど記憶に新しいところであり、今後においても甚大な浸水被害が懸念され、洪水に対する万全な対策が急務となっている。この洪水対策として、阿賀野川河川整備計画に基づく早期の事業整備が望まれる。</li> </ul> |                    |      |      |
| <p><b>1-2-3 洪水及び内水はん濫への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 阿賀野川流域で豪雨になると、本町では地表に降った雨及び小河川の氾濫等により洪水及び内水はん濫が発生し、これによって道路や建物が水に浸かってしまう状態が起こる。また、この洪水及び内水はん濫によって多くの集落が孤立する状況となる。</li> </ul> |   |                    |      |      |
|   | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">洪水及び内水はん濫による想定孤立集落</td> <td style="width: 20%;">集落数</td> <td style="width: 30%;">7行政区</td> </tr> </table>  | 洪水及び内水はん濫による想定孤立集落 | 集落数  | 7行政区 |
| 洪水及び内水はん濫による想定孤立集落  | 集落数   | 7行政区               |      |      |
|   | <p><b>1-2-4 要配慮者利用施設における防災体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者、障がい者等の要配慮者は、洪水時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、避難体制の強化を促進する必要がある。</li> </ul>  |                    |      |      |

|                  |  |                |       |     |
|------------------|--|----------------|-------|-----|
|                  | <p><b>1-2-5 地域単位での防災体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時の被害を最小限に抑えるため、自主防災組織の育成、地域に居住する要配慮者の避難支援体制の整備など、地域ぐるみの備えに対する支援を強化する必要がある。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="475 472 1353 524"> <tr> <td data-bbox="475 472 1007 524">災害時要配慮者登録名簿の作成</td> <td data-bbox="1007 472 1198 524">作成の有無</td> <td data-bbox="1198 472 1353 524">作成済</td> </tr> </table>  | 災害時要配慮者登録名簿の作成 | 作成の有無 | 作成済 |
| 災害時要配慮者登録名簿の作成   | 作成の有無  | 作成済            |       |     |
| <b>推進<br/>方針</b> | <p><b>1-2-1 洪水ハザードマップの普及・活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 町民一人ひとりが、洪水ハザードマップ等を活用し災害関連情報を正しく理解し、水害発生状況に応じて的確な避難行動が迅速に行えるよう、広報誌・ホームページ等を活用した啓発活動を行う。</li> <li>● 災害に強いまちづくりを総合的に進めるため、地域防災計画をはじめ、防災関連マニュアルや洪水ハザードマップ等の見直しを図る。</li> </ul> <p><b>1-2-2 阿賀野川河川整備計画に基づく事業の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 水害を未然に防止するための河川改修事業等を要望するとともに、早期整備を図るため関係機関に要請を行う。</li> <li>● 阿賀野川については、河川整備計画に基づき地域の治水安全度を高めるため、速やかな事業整備を要望する。</li> </ul> <p><b>1-2-3 洪水及び内水はん濫への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関との調整を図り、中小支流河川の改修を推進する。</li> <li>● 国で所有する排水ポンプ車の活用と合わせ、町として排水ポンプ車の導入配備を図り、内水排除機能の強化に努める。</li> <li>● 洪水及び内水はん濫で浸水する場所の立地する建物について、安全な場所への移転を図る。</li> <li>● 内水排除施設の整備及び必要に応じ、下水道事業による雨水渠等の整備に努める。</li> </ul> <p><b>1-2-4 要配慮者利用施設における防災体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 水防法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難マニュアルの策定及び、避難訓練の実施を促進する。</li> </ul> <p><b>1-2-5 地域単位での防災体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域防災力の向上及び町民の防災意識の高揚を図るため、総合防災訓練への参加促進や要配慮者の避難支援を含めた地域独自の防災訓練の実施を支援する。</li> </ul> |                |       |     |



### 1-3 大規模土砂災害による多数の人的被害の発生

#### 脆弱性 評価

#### 1-3-1 土砂災害警戒区域等の指定及び警戒避難体制の強化

- 土砂災害特別警戒区域では、一般住宅が土砂の力によって損壊する恐れがあるなど、早期の立ち退き避難が求められる災害種別であるため、ハザードマップ等を活用し、土砂災害警戒区域の指定と併せて、適切な避難行動について、一層の周知啓発を進める必要がある。

|                                      |       |      |
|--------------------------------------|-------|------|
| 土砂災害危険個所の警戒区域指定                      | 指定率   | 100% |
| 土砂災害ハザードマップの配布                       | 配布率   | 100% |
| 土砂災害のおそれがある自主防災組織と行政が連携した土砂災害防止訓練の実施 | 実施の有無 | 未実施  |

#### 1-3-2 土砂災害防止事業の実施

- 本町は地形が急峻であることから、土石流や崖崩れ等の発生しやすい地形となっており、町民においても危険性が認識されている。
- 本町は近年の高齢化、不在地主、耕作放棄地等により、管理されていない土地等が多く見られ、森林や農地の荒廃が進み、土砂災害や雪崩の原因となっている。このような状況から、急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業等による積極的な事業実施が必要である。

|               |     |       |
|---------------|-----|-------|
| 急傾斜地崩壊危険個所の整備 | 整備率 | 15.6% |
| 土石流防止対策の実施    | 実施率 | 11.0% |
| 地すべり防止施設の整備   | 整備率 | 11.1% |

#### 1-3-3 森林整備の促進

- 森林が持つ水源涵養機能をより発揮し、土砂災害の防止や被害軽減を図るため、間伐、植林等の森林整備の着実な実施により荒廃した森林の再生を促進する必要がある。

#### 1-3-4 治山事業導入による対策の展開

- 本町は近年の高齢化、不在地主、耕作放棄地等により、管理されていない土地等が多く見られ、森林や農地の荒廃が進み、土砂災害や雪崩の原因となっている。



|   |  |                |       |     |
|---|--|----------------|-------|-----|
| 推進<br>方針  | <p><b>1-3-5 要配慮者利用施設における防災体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者、障がい者等の要配慮者は、土砂災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、避難体制の強化を進める必要がある。</li> </ul> <p><b>1-3-6 地域単位での防災体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時の被害を最小限に抑えるため、自主防災組織の育成、地域に居住する要配慮者の避難支援体制の整備など、地域ぐるみの備えに対する支援を強化する必要がある。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">災害時要配慮者登録名簿の作成</td> <td style="text-align: center;">作成の有無</td> <td style="text-align: center;">作成済</td> </tr> </table> | 災害時要配慮者登録名簿の作成 | 作成の有無 | 作成済 |
|   | 災害時要配慮者登録名簿の作成   | 作成の有無          | 作成済   |     |
| <p><b>1-3-1 土砂災害警戒区域等の指定及び警戒避難体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の県指定を促進する。</li> <li>●警戒避難体制の整備やハザードマップによる対象区域に居住する町民への危険箇所の周知、避難訓練の実施等のソフト対策に努める。</li> </ul> <p><b>1-3-2 土砂災害防止事業の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●土砂災害危険箇所の災害を未然に防止するための対策事業を要望するとともに、早期実施を図るため関係機関に要請を行う。</li> <li>●急傾斜地での崩落の危険個所においては、擁壁等の崩壊防止対策を行う。</li> <li>●土石流の発生が想定される危険地域においては、砂防えん堤等の土石流防止対策事業を要望し、地域の安全性向上を図る。</li> <li>●地すべり防止区域においては、排水ボーリング等の地すべり防止施設の整備を促進する。</li> </ul> <p><b>1-3-3 森林整備の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●森林の適正な整備と保全を図るため、保安林の適正な配備や治山事業などにより、保安林機能の向上に取り組むとともに、間伐などの森林施業を着実に実施し荒廃した森林の再生を促進する。</li> </ul> <p><b>1-3-4 治山事業導入による対策の展開</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●消防防災、公共土木防災、森林土木防災等と連携を図り、山地災害防止、山火事防止等のキャンペーン活動、山地災害危険地区、森林のパトロール等を展開する。</li> </ul> |  |                |       |     |

### 1-3-5 要配慮者利用施設における防災体制の強化

- 土砂災害防止法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難マニュアルの策定及び、避難訓練の実施を促進する。

### 1-3-6 地域単位での防災体制の強化

- 地域防災力の向上及び町民の防災意識の高揚を図るため、総合防災訓練への参加促進や要配慮者の避難支援を含めた地域独自の防災訓練の実施を支援する。

## 1-4 大雪による交通障害や人的被害の発生

### 1-4-1 冬期道路除雪の強化

- 冬期間における町民生活の安定のため、計画的な道路除雪を実施し、道路及び公共施設周辺等の無雪化を図り、通勤、通学、生活道路の確保を重点施策として除雪体制の整備を進めている。また、住宅密集地区においては排雪スペースが確保できないため、機械除雪に苦慮している現状であることから、機械除雪が困難な地区においては、消融雪施設による雪対策が望まれる。

|          |      |       |
|----------|------|-------|
| 冬期道路の無雪化 | 無雪化率 | 81.2% |
|----------|------|-------|

### 1-4-2 地域除雪の強化

- 本町においては高齢者世帯が多く、雪下ろしによる転落事故等の危険性が高い。住宅関連の雪対策においては、雪に強い克雪住宅の建設の促進が望まれる。

|           |      |      |
|-----------|------|------|
| 克雪住宅の整備状況 | 整備軒数 | 28 軒 |
|-----------|------|------|

### 1-4-3 雪崩防止対策

- 本町は豪雪地帯であり、地形が急峻であることから、雪崩が発生しやすい状況にあり、町民においても危険性が認識されている。
- 本町は近年の高齢化、不在地主等により、管理されてない森林の荒廃が進み、雪崩発生の原因となっている。

|           |     |      |
|-----------|-----|------|
| 雪崩防止対策の実施 | 実施率 | 6.3% |
|-----------|-----|------|

脆弱性  
評価

|  |   |        |              |              |             |       |     |
|--|---|--------|--------------|--------------|-------------|-------|-----|
| <b>推進<br/>方針</b>   | <p><b>1-4-4 老朽空き家対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大雪により住宅等が倒壊する危険性があることから、老朽危険空き家の除却等を推進する必要がある。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>空き家の現状</td> <td>空き家数</td> <td>601 軒 (R1 年)</td> </tr> <tr> <td>空き家等対策計画の策定</td> <td>策定の有無</td> <td>未策定</td> </tr> </table> | 空き家の現状 | 空き家数         | 601 軒 (R1 年) | 空き家等対策計画の策定 | 策定の有無 | 未策定 |
|  | 空き家の現状  | 空き家数   | 601 軒 (R1 年) |              |             |       |     |
| 空き家等対策計画の策定  | 策定の有無   | 未策定    |              |              |             |       |     |
| <p><b>1-4-1 冬期道路除雪の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●主要幹線道路は、完全無雪化を前提に除雪体制の整備を進め、通勤、通学、高齢化に対応した生活道路の確保に努める。</li> <li>●住宅連担地区、排雪スペースの確保が困難となる地域においては、消雪パイプ等の融雪施設の修繕、更新等整備を行い、生活道路の確保を図る。</li> <li>●老朽化し除雪能力の低下した除雪機械を更新し、冬期間の交通の確保に努める。</li> </ul> <p><b>1-4-2 地域除雪の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●屋根雪処理における自己防止・省労力化には、住宅の克雪化が有効であることから、克雪住宅の助成制度の周知に努め、克雪住宅の普及・促進を図る。</li> </ul> <p><b>1-4-3 雪崩防止対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●山間の多雪地域における生活や産業活動の安全な環境を確保するため、雪崩の発生危険箇所に雪崩防止対策を実施し、雪崩の発生及び雪崩による被害発生防止に努める。</li> </ul> <p><b>1-4-4 空き家対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大雪により住宅等が倒壊する危険性があることから、老朽危険空き家の除却等を推進する。</li> </ul> |   |        |              |              |             |       |     |

## 1-5 情報伝達の不備、災害に対する意識の低さ、避難行動の遅れ等による被害の拡大

### 脆弱性 評価

#### 1-5-1 災害関連情報の伝達手段の多様化

- 町民が的確な避難行動をとれるよう、災害に関する情報を町民に迅速かつ効果的に伝達する手段について、情報インフラ等の環境の変化にも対応させた多様化等の強化を図る必要がある。

|                               |     |       |
|-------------------------------|-----|-------|
| 地域防災無線の整備                     | 整備率 | 100%  |
| 災害情報の屋内受信機の整備                 | 整備率 | 87.6% |
| 町管理施設（学校、保育園等）における緊急地震速報装置の設置 | 設置率 | 100%  |

#### 1-5-2 災害意識の向上及び地域防災訓練の充実

- 洪水や土砂災害等による被害を軽減するためには、町民一人ひとりが、地域の危険度を把握し、災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことが重要であり、そのためには防災意識の向上や防災訓練の充実を図る必要がある。

|                      |     |     |
|----------------------|-----|-----|
| 自主防災組織による地域防災訓練の実施状況 | 実施率 | 30% |
|----------------------|-----|-----|

### 推進 方針

#### 1-5-1 災害関連情報の伝達手段の多様化

- 災害時における迅速かつ的確な情報収集及び伝達を行うため、今後は、伝達手段の多様化を促進するとともに、防災行政無線のデジタル化など通信施設の拡充を図る。

#### 1-5-2 災害意識の向上及び地域防災訓練の充実

- 町民の一人ひとりが、自分の住んでいる地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことができるよう、広報誌・町ホームページ等を活用した啓発活動や防災訓練の充実を図り、防災意識の高揚を図る。

## 2 救助・救急・医療活動が迅速に行われる

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

|   |  |                  |       |       |                   |     |       |
|---|--|------------------|-------|-------|-------------------|-----|-------|
| 脆弱性<br>評価   | <b>2-1-1 緊急物資備蓄の推進</b>   |                  |       |       |                   |     |       |
|   | <b>公的備蓄の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模地震災害等に備え、食料等の緊急物資を備蓄するとともに、備蓄箇所、備蓄種類及び備蓄数など必要に応じ見直しを行い、適切な維持管理を進める必要がある。</li> <li>●学校でも、児童・生徒を保護者へ引き渡しできず学校にとどまる場合に備え、飲料水・食料の備蓄を進める必要がある。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>避難所の食料備蓄（生活者3日分）</td> <td>備蓄率</td> <td>73.9%</td> </tr> <tr> <td>避難所の飲料水備蓄（生活者3日分）</td> <td>備蓄率</td> <td>88.1%</td> </tr> </table> | 避難所の食料備蓄（生活者3日分） | 備蓄率   | 73.9% | 避難所の飲料水備蓄（生活者3日分） | 備蓄率 | 88.1% |
|   | 避難所の食料備蓄（生活者3日分）   | 備蓄率              | 73.9% |       |                   |     |       |
|   | 避難所の飲料水備蓄（生活者3日分）  | 備蓄率              | 88.1% |       |                   |     |       |
| <b>個人備蓄の推進</b>  |  |                  |       |       |                   |     |       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●町民に対しては、個人備蓄の必要性を認識してもらうとともに、想定する避難者数に対する最低限の食料・飲料水の備蓄を計画的に進めるよう促す必要がある。</li> </ul> |  |                  |       |       |                   |     |       |
|   | <b>2-1-2 救援物資受入れ体制の整備</b>  |                  |       |       |                   |     |       |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●救援物資の供給・搬送に関して各種団体と締結している災害協定の実効性を向上させるとともに、民間事業者との協定締結をより一層進める必要がある。</li> </ul>   |                  |       |       |                   |     |       |
|   | <b>2-1-3 緊急輸送道路の確保</b>   |                  |       |       |                   |     |       |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時においても緊急輸送道路等の通行を確保し、物資を流通させる必要がある。</li> </ul>   |                  |       |       |                   |     |       |
| 推進<br>方針  | <b>2-1-1 緊急物資備蓄の推進</b>   |                  |       |       |                   |     |       |
|   | <b>公的備蓄の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●食料・飲料水等の公的備蓄を計画的に進め、避難所への事前配備など備蓄品の適正配置を推進するとともに、定期的かつ効率的な更新に努める。</li> </ul>  |                  |       |       |                   |     |       |

|  |   |
|--|---|
|  | <p><b>個人備蓄の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●町民に対しては、家庭において3日以上以上の食料・飲料水の備蓄を呼びかけ、平時から準備できる備蓄方法（ローリングストック等）の周知などを行うことにより、備蓄率の向上を図る</li> </ul>                                       |
|  | <p><b>2-1-2 救援物資受入れ体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●救援物資の受入れ体制について、訓練等を通じて定期的な検証を行うとともに、関係機関との協定締結などの連携強化及び集積場所の確保などの受援体制を強化する。</li> </ul>                                     |
|  | <p><b>2-1-3 緊急輸送道路の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●町道を含む地域幹線道路は、これら基幹的交通インフラや広域幹線道路等を補完するとともに、緊急輸送路として避難や救急・救命活動、支援物資の輸送等にとって重要な役割を果たすことから、道路整備や防災機能の強化、橋梁の耐震化等を推進する。</li> </ul> |

|                                       |  |  |                     |     |       |
|---------------------------------------|--|--|---------------------|-----|-------|
| <p><b>2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生</b></p> |  |  |                     |     |       |
| <p><b>脆弱性<br/>評価</b></p>              | <p><b>2-2-1 緊急輸送道路の機能確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時において迂回路となる農道・林道等、多様な主体が管理する道路を活用することにより、交通ネットワークの断絶による集落の孤立を防ぐ必要がある。</li> </ul> | <table border="1"> <tr> <td>林道の整備（舗装）状況</td> <td>舗装率</td> <td>73.1%</td> </tr> </table>      | 林道の整備（舗装）状況         | 舗装率 | 73.1% |
|                                       | 林道の整備（舗装）状況  | 舗装率  | 73.1%               |     |       |
|                                       | <p><b>2-2-2 孤立集落の緊急時における輸送体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●道路の寸断等により孤立した場合に備え、孤立する恐れのある集落への輸送手段としてヘリコプターを有効活用するための体制を構築する必要がある。</li> </ul>                                  | <table border="1"> <tr> <td>想定孤立集落での住民によるヘリ誘導訓練</td> <td>実施率</td> <td>0%</td> </tr> </table> | 想定孤立集落での住民によるヘリ誘導訓練 | 実施率 | 0%    |
| 想定孤立集落での住民によるヘリ誘導訓練                   | 実施率  | 0%   |                     |     |       |
|                                       |  |  |                     |     |       |

### 2-2-3 孤立集落における通信手段の確保

- 豪雨が発生した場合には、洪水及び内水はん濫によって、多くの集落が孤立する状況となる。
- 土砂災害等が発生した場合においても、道路の寸断等により集落の孤立が予想されることから、これらの集落について通信手段を確保する必要がある。

|                    |     |      |
|--------------------|-----|------|
| 洪水及び内水はん濫による想定孤立集落 | 集落数 | 7行政区 |
| 想定孤立集落への地域防災無線の整備  | 整備率 | 100% |

### 2-2-4 地域防災活動の推進

- 自主防災組織の結成や育成に取り組み、自助・共助による地域防災体制の構築を推進する必要がある。
- 特に災害時において支援を要する要配慮者に対して迅速で円滑な支援ができるよう、地域による避難支援体制を構築する必要がある。

|                      |      |       |
|----------------------|------|-------|
| 自主防災組織の活動カバー状況       | カバー率 | 87.7% |
| 自主防災組織による地域防災訓練の実施状況 | 実施率* | 30%*  |

## 推進方針

### 2-2-1 緊急輸送道路の機能確保

- 孤立する可能性がある集落を結ぶ農道・林道等の迂回路確保のための維持整備及び農道橋・林道橋の長寿命化・耐震化を推進する。
- 緊急車両の進入や他の地域へ移動するルートを確保するため、道路狭あい部の拡幅整備を推進する。

### 2-2-2 孤立集落の緊急時における輸送体制の構築

- 孤立する可能性がある集落への輸送手段として、ヘリコプターの利用やヘリポート適地を有効活用するため、緊急輸送時に関係機関と連携して対応し得る体制を構築する。

### 2-2-3 孤立集落における通信手段の確保

- 浸水や土砂災害の発生により道路の寸断等で孤立した場合に備え、発災後の通信手段が確保されるよう、災害時の孤立集落を予測し、対象集落と行政機関との間の情報伝達が断絶しないよう、多様な通信手段・通信網の確立に努める。

#### 2-2-4 地域防災活動の推進

- 自主防災組織の活動や地域による、避難行動要支援者に対する見守り活動などの取り組みを支援し、地域の防災意識の向上と、自助・共助による地域防災体制の構築を促進する。

### 2-3 警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

#### 2-3-1 医療機関並びに関係機関との連携強化

- 災害時の救急活動を効率的に行うため救急医療機関との連携を向上させる必要がある。
- 広域支援をより効果的に受入れるため、警察や自衛隊のほか、相互応援協定を締結している県内外の自治体等と連携体制の強化を図る必要がある。

#### 2-3-2 救助・救急体制の強化

- 近年、様々な災害が頻発化・激甚化している中、消防が迅速かつ適切な救助・救急活動を実行できる体制に向けての充実・強化を図る必要がある。

#### 2-3-3 地域防災力の充実・強化

- 地域の消防防災用の設備や資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織が中心となって、地域防災力の充実・強化を図る必要がある。
- 大規模災害時の救命率を高めるため、消防団及び自主防災組織を中心とする地域防災活動に関わる人材を増やしていく必要がある。

|                          |       |     |
|--------------------------|-------|-----|
| 消防団員の確保状況*               | 確保率   | 96% |
| 消防団と自主防災組織による合同災害訓練の実施状況 | 実施の有無 | 実施  |

#### 2-3-4 消防施設、設備の充実

- 消防活動拠点については、三川及び日出谷分遣所の耐震化がなされておらず、老朽化した消防車両、資機材の更新を含め、震災に対応し得る消防施設としての拡充が求められる。

### 脆弱性評価



|            |   |            |      |     |            |      |
|------------|---|------------|------|-----|------------|------|
|            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 予防的な面を見ると町内では高齢者世帯が全体の 46%を占め、その比率は増加しており、火災が起これると逃げ遅れ等による犠牲者の発生割合が高くなると予想される。</li> </ul>  |            |      |     |            |      |
|            | <table border="1"> <tr> <td>消防資機材の整備状況</td> <td>整備率*</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>救急資機材の整備状況</td> <td>整備率*</td> <td>75%</td> </tr> </table>   | 消防資機材の整備状況 | 整備率* | 80% | 救急資機材の整備状況 | 整備率* |
| 消防資機材の整備状況 | 整備率*  | 80%        |      |     |            |      |
| 救急資機材の整備状況 | 整備率*  | 75%        |      |     |            |      |
| 推進<br>方針   | <p><b>2-3-1 医療機関並びに関係機関との連携強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防本部と救急医療機関との連携を強化するとともに、総合防災訓練等を通じ、警察や消防、自衛隊等関係機関との連携強化を図る。</li> <li>● 相互応援協定を締結している県内外の自治体等とは平時の連絡会議等での情報交換等を通して、連携体制の強化を図る。</li> </ul>  |            |      |     |            |      |
|            | <p><b>2-3-2 救助・救急体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 迅速な消防活動を展開するため、計画的に救助・救急車両の更新、充実を図るとともに、維持管理を徹底する。</li> <li>● 様々な災害発生に対応可能な消防資機材の充実及び災害対応能力の強化を図る。</li> <li>● 救助・救急活動が迅速に行われるよう消防における広域連携の受援体制を強化する。</li> </ul>   |            |      |     |            |      |
|            | <p><b>2-3-3 地域防災力の充実・強化</b></p> <p><b>地域防災力の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防団員数を充足させるため、広報等により団員確保に引き続き努めるとともに、消防団装備の充実強化を図るとともに、自主防災組織ごとに防災資機材を整備して、地域防災力の強化に努める。</li> </ul> <p><b>防災人材の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自主防災組織と消防団との合同防災訓練の実施、消防団員や防災リーダーの確保・教育訓練に努め、地域防災活動の担い手の育成・強化を図る。</li> </ul> |            |      |     |            |      |
|            | <p><b>2-3-4 消防施設、設備の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 耐震化がなされていない三川分遣所及び日出谷分遣所の耐震化について検討する。</li> <li>● 老朽化している消防車両や資機材の整備を図る。</li> </ul>  |            |      |     |            |      |

## 2-4 医療施設や関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶等による医療機能の麻痺

### 脆弱性評価

#### 2-4-1 医療救護体制の整備

- 管内唯一の救急医療機関で救急搬送の46%の収容を担う県立津川病院に対して、医療機能の確保のため応急医療体制の強化に努める必要がある。
- 災害時において、広大な管内に対応し得る医療救護体制の整備を図る必要がある。
- 関係機関から医薬品等の供給を円滑に受ける等の連携体制を整備する必要がある。

#### 2-4-2 医療施設における防災対策

- 災害時においても医療機能を維持するため、震災に備え、病院等医療施設の耐震化等の防災対策を促進する必要がある。

|              |       |       |
|--------------|-------|-------|
| 新潟県立津川病院の耐震化 | 実施の有無 | 未実施   |
| 診療施設の耐震化     | 耐震化率  | 66.7% |

- 災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における燃料タンクや自家発電装置の設置等を促進する必要がある。

#### 2-4-3 救護所等での資機材の確保

- 災害時においても安定した医療活動等を維持するため、救護所等での医薬品や医療資器材等を確保する必要がある。

### 推進方針

#### 2-4-1 医療救護体制の整備

- 消防本部と救急医療機関との連携を強化するとともに、県立津川病院の救急病院としての充実について、早期に建て替え計画を立案し改築工事に着手することや救急病院としての機能が発揮される医療機器の整備や医療職員の確保に努めるよう、県への要望活動を継続する。
- 平時から各行政機関、医療機関、五泉市東蒲原郡医師会等の関係機関は連携強化を図り、災害時の速やかな応急医療体制の整備を推進する。
- ヘリコプター等を活用した重症患者の広域医療搬送体制、被災地外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等救護班受入れによる治療実施体制など、医療救護計画に基づく災害時の医療救護体制を整備する。
- 関係機関からの医薬品等の供給を円滑に受け取ることができる体制を整備する。

|  |   |
|--|---|
|  | <p><b>2-4-2 医療施設における防災対策</b></p> <p><b>医療施設等の耐震化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●耐震化が未完了の医療施設（津川病院等）・社会福祉施設の耐震化を促進する。</li> </ul> <p><b>病院等医療機関における電力供給体制の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における燃料 タンクや自家発電装置の設置等を促進する。</li> </ul> |
|  | <p><b>2-4-3 救護所等での資機材の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●県と連携して救護所等での医療救護活動に必要な医療資器材等の確保に努める。</li> </ul>  |

| 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 |  |
|--------------------------|--|
| 脆弱性<br>評価                | <p><b>2-5-1 避難所における衛生対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所における感染症の発生を防ぐため、衛生面での対策に努める必要がある。</li> <li>●災害時に適切にし尿を処理する体制整備に努める必要がある。</li> </ul> <p><b>2-5-2 平時からの予防措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時における感染症予防については、平時から充実と拡大防止に向けた取り組みが必要である。</li> </ul> <p><b>2-5-3 下水道施設の改築等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●下水道施設については、経年劣化、汚水処理に伴う有毒ガスによる腐食等、施設の老朽化等が顕在化しており、大規模地震発生時における公衆衛生問題発生を防止するため、各施設の改築更新事業を本格化する必要がある。</li> <li>●水害時の感染症対策に取り組むとともに、大規模な感染症に備えての迅速かつ適切な対応をとれる体制を整備する必要がある。</li> </ul> |
|                          | <p><b>2-5-1 避難所における衛生対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所における感染症予防のための環境整備（消毒薬や衛生用品等の備蓄等）に努める。</li> </ul>  |
|                          | 推進<br>方針   |

|  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平時から災害時に起こり得る事態を想定し、トイレの必要数を試算し、携帯トイレ等の備蓄を推進するとともに、災害発生時の下水機能不全に備え、仮設トイレや携帯トイレ等の迅速な確保のための体制強化を図る。</li> </ul> <p><b>2-5-2 平時からの予防措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、感染症予防対策（手洗い・うがい等）の啓発の推進を図る。</li> <li>● 平時から健康づくりの推進に努め、町民のセルフケア能力の向上を図る。</li> </ul> <p><b>2-5-3 下水道施設の改築等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震発生時における公衆衛生問題の発生を防止するため、下水処理施設や基幹管路等、下水道各施設の改築更新事業を推進する。</li> <li>● 水害時用の土壌消毒液を備蓄するとともに、大規模な対応に備えて消毒業者や医療関係団体と連携した迅速かつ適切な対応をとれる体制を構築する。</li> </ul> |
|--|--|

| 2-6 避難所が適切に運営できず避難者の安全確保ができない事態   |  |           |      |     |             |     |      |
|---|--|-----------|------|-----|-------------|-----|------|
| <b>脆弱性<br/>評価</b>   | <p><b>2-6-1 避難所の安全確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難者の安全確保を図るため、被災建築物の応急危険度判定の実施体制を強化し、避難所施設の耐震化を図るとともに、災害発生に備えて、避難所の天井脱落防止、非常用電源の確保、土砂災害防止施設の整備を進める必要がある。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>避難所施設の耐震化</td> <td>耐震化率</td> <td>47%</td> </tr> <tr> <td>避難所の防災機能の整備</td> <td>整備率</td> <td>1.4%</td> </tr> </table> | 避難所施設の耐震化 | 耐震化率 | 47% | 避難所の防災機能の整備 | 整備率 | 1.4% |
|   | 避難所施設の耐震化  | 耐震化率      | 47%  |     |             |     |      |
|   | 避難所の防災機能の整備  | 整備率       | 1.4% |     |             |     |      |
| <p><b>2-6-2 避難所における生活環境の整備</b></p> <p><b>避難所生活の環境整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 慣れない避難所生活による健康状態悪化を防ぐため、避難所における設備機能の充実や住環境・診療体制等に配慮する必要がある。</li> </ul> |  |           |      |     |             |     |      |

|   |   |                 |       |     |
|---|---|-----------------|-------|-----|
| 推進<br>方針  | <p><b>避難所施設利用計画の策定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所については、避難所として必要な機能を如何に確保するか、災害時に施設のどの部分を開放し、どのようなスペースを設定するか等について、一定の基準に基づき判断していく必要がある。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>災害時健康支援マニュアル</td> <td>策定の有無</td> <td>策定済</td> </tr> </table> | 災害時健康支援マニュアル    | 策定の有無 | 策定済 |
|   | 災害時健康支援マニュアル  | 策定の有無           | 策定済   |     |
|   | <p><b>2-6-3 福祉避難所の整備促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉避難所においては、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、その他の特に配慮を要する者（要配慮者）を避難させるために必要な資機材を整備する必要がある。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>社会福祉施設での避難訓練の実施</td> <td>実施率</td> <td>64%</td> </tr> </table>         | 社会福祉施設での避難訓練の実施 | 実施率   | 64% |
|   | 社会福祉施設での避難訓練の実施   | 実施率             | 64%   |     |
| <p><b>2-6-4 避難所生活でのストレスの軽減</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所での生活による精神的不調等へ適切に対応した、被災町民のこころの健康の保持・増進に努める必要がある。</li> </ul>   |   |                 |       |     |
| <p><b>2-6-1 避難所の安全確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難者の安全確保を図るため、避難所等の耐震化を推進する。</li> <li>● 安全かつ迅速な避難のための避難路の整備を推進する。</li> <li>● 避難所となる施設の天井脱落防止や非常用電源の確保、土砂災害防止施設の整備に努める。</li> <li>● 被災建築物の応急危険度判定を実施する体制の強化に取り組む。</li> </ul> <p><b>2-6-2 避難所における生活環境の整備</b></p> <p><b>避難所生活の環境整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所の機能の強化及び質の向上を図るため、備蓄品、設備等を整備し、適切な更新、維持管理に努める。</li> <li>● 避難所施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を推進する。</li> <li>● 避難所及び救護所の環境悪化及び被災者等の健康状態悪化防止のため、五泉市東蒲原郡医師会、五泉市阿賀町歯科医師会、新潟市薬剤師会等と連携した予防活動体制の充実を図る。</li> <li>● 避難生活を改善するための間仕切り等の物資供給に関する協定の締結を促進する。</li> </ul> |   |                 |       |     |

- 公共下水道への接続や合併浄化槽の整備によるトイレの水洗化等を計画的に進め、避難所施設の利便性向上を図る。

#### **避難所施設利用計画の策定**

- 被災時に避難所を効果的に活用するとともに、本来の用途での使用時に支障が無いようにするため、避難所についての「施設利用計画」の策定を進める。

#### **2-6-3 福祉避難所の整備促進**

- 要配慮者の二次的避難所として機能するためにも、福祉避難所開設に協力いただく福祉事業者との連携強化を図る。
- 要配慮者利用施設としての防災・減災に資する環境整備の推進を支援する。

#### **2-6-4 避難所生活でのストレスの軽減**

- 長引く避難所生活による急性ストレスやうつ等を軽減するため、避難所におけるルールづくり、プライバシーの保護、アメニティの向上等、被災者のこころの健康の保持・増進を図るための対応策の構築に取り組む。

### 3 必要不可欠な行政機能を確保する

#### 3-1 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

##### 脆弱性 評価

##### 3-1-1 防災拠点庁舎の安全性の確保、防災機能の強化

- 町の防災拠点と位置付ける庁舎は、一部が洪水浸水区域内に立地している。
- 大規模な地震災害時や異常気象等による長期的な市街地等の浸水時において、本庁及び各支所や消防署などは、町民の暮らしを守る防災拠点施設となる極めて重要な施設であるため、防災機能を充実させた庁舎機能の向上を進める必要がある。

|                    |     |     |
|--------------------|-----|-----|
| 本庁及び各支所における防災機能の整備 | 整備率 | 75% |
|--------------------|-----|-----|

##### 3-1-2 業務継続体制の整備

- 町の業務継続計画（BCP）の検証と見直しを常に行い、災害時においても継続して業務が実施できる体制を整備する必要がある。
- 災害等による重大なデータの喪失を防ぐため、各種情報のバックアップを行う必要がある。
- 災害時には職員やその家族が被災することにより登庁できない事態の発生が予想されることから、これを回避する必要がある。

##### 3-1-3 災害対応能力の向上

- 災害対策本部要員を対象として、災害時に対応すべき業務の習熟を図ることにより、町の災害対応能力をより一層向上させる必要がある。

|               |       |    |
|---------------|-------|----|
| 町職員の防災訓練の実施状況 | 実施の有無 | 実施 |
|---------------|-------|----|

##### 3-1-4 支援受入れ体制の構築

- 広域応援協定の締結や受援計画の整備等、支援受入れに向けた体制づくりが必要である。

##### 推進 方針

##### 3-1-1 防災拠点庁舎の安全性の確保、防災機能の強化

- 町の防災拠点と位置付ける庁舎については、施設建物の耐災害性の強化を図る。
- 防災拠点においては、電力の供給停止に備え、防災行政無線等の情報通信施設等、必要な機能を維持するため、非常電源整備（発電機、貯蔵燃料等）の設置、拡充、更新等、防災機能を充実させた機能の向上を進める。

### 3-1-2 業務継続体制の整備

- 町の業務継続計画（BCP）の実行性を高めるため、行動手順の点検や訓練の実施、検証などにより継続的な見直しを行い、業務継続に必要な体制を整備する。
- 行政機能を維持するために必要な物資の備蓄や各種データのバックアップ体制の確保等の対策を推進する。
- 職員が登庁できない事態を回避するため、職員に対して研修等により防災意識を高め、自助実践率の向上を図る。

### 3-1-3 災害対応能力の向上

- 職員を対象として、年間を通じて計画的に各種実践的な災害対応訓練による確認・評価・検証を行い、職員の意識高揚と定着を図りながら、より実効性のある災害関連業務の習熟を図る。

### 3-1-4 支援受入れ体制の整備等

- 行政人員の絶対的不足に備え、広域応援協定の締結を推進するとともに、受援体制の整備等、支援人員の受入れ体制を整備する。
- 応急活動の長期化による職員の身体的、精神的な疲労に対するケア体制を検討する。



## 4 必要不可欠な情報通信機能を確保する

### 4-1 情報伝達の不備や災害に対する意識の低さによる避難行動の遅れで犠牲者が発生

|                    |   |                    |     |      |
|--------------------|---|--------------------|-----|------|
| 脆弱性<br>評価          | <p><b>4-1-1 通信インフラの機能維持</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時の長期にわたる電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災行政無線等の情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源及び燃料を確保する必要がある。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="475 712 1353 763"> <tr> <td>本庁及び各支所における防災機能の整備</td> <td>整備率</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p><b>4-1-2 災害情報の伝達手段の多様化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●町民が適切な避難行動を行えるよう災害情報の伝達体制を拡充する必要がある。</li> </ul>               | 本庁及び各支所における防災機能の整備 | 整備率 | 100% |
| 本庁及び各支所における防災機能の整備 | 整備率   | 100%               |     |      |
| 推進<br>方針           | <p><b>4-1-1 通信インフラの機能維持</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●長期停電に対応するため災害対策本部を設置する庁舎等における非常用電源とその燃料の確保に努める。</li> <li>●町民に防災情報が迅速かつ確実に届くよう、TV電話の更新及び必要に応じた機能強化を図るなど、維持管理に努める。</li> </ul> <p><b>4-1-2 災害情報の伝達手段の多様化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●町民に災害情報を確実に伝えることができるよう、現行の伝達手段について情報伝達訓練の実施等によるシステム運用の検証と町民への周知を促進する。</li> <li>●町民に確実に情報を伝達するために、現行の情報伝達手段の充実を図るとともに、情報伝達手段の多重化・多様化を進める。</li> </ul> |                    |     |      |

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1 食料等の安定供給の停滞

|                   |   |
|-------------------|---|
| <b>脆弱性<br/>評価</b> | <p><b>5-1-1 農業の生産基盤等の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 農業は、高齢化や後継者不足等による担い手の減少が、地域食材の供給減につながることから、次世代の担い手確保の支援を強化する必要がある。</li></ul> <p><b>5-1-2 生産基盤等の災害対応力の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 災害発生時の被害を最小限におさえるため、頭首工、農業用排水路、ため池、揚水機場、農道等の農業用施設の整備・補修・耐震化等、災害発生時における迅かつ適切な施設の管理体制を強化する必要がある。</li></ul> <p><b>5-1-3 食料等供給体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 大規模自然災害によって食料等の供給が停滞する可能性があることから、生命維持に直結する飲料水や食料の安定供給を確保する必要がある。</li></ul>                                      |
| <b>推進<br/>方針</b>  | <p><b>5-1-1 農業の生産基盤等の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 農業の高齢化や後継者不足を解消するため、次世代の担い手育成・確保への支援を推進する。</li><li>● 農業の生産継続と安定供給を行うため、生産基盤の整備を推進する。</li></ul> <p><b>5-1-2 生産基盤等の災害対応力の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 災害発生時の被害を最小化させるため、農業水利施設等の生産基盤の整備補修、耐震化等、管理体制の強化を促進する。</li></ul> <p><b>5-1-3 食料等供給体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 食料、飲料水等の備蓄を計画的に進め、避難所への事前配備など備蓄品の適正配置を推進する。</li><li>● 食料等の確保体制を構築するため、関係機関や民間企業等と更なる協定締結を進めるとともに、平時から協定締結先との情報交換による関係強化を図る。</li></ul> |

## 6 ライフライン・交通ネットワークを確保するとともに、これらを早期に回復させる

### 6-1 電力の長期間にわたる供給停止

#### 脆弱性評価

#### 6-1-1 電力供給機能の災害対応力強化

- 災害発生時における電力供給機能の維持・確保や早期復旧を図る必要がある。
- 電力供給施設の地中化等、発災原因（倒木等による断線、停電）に対しての耐力強化を図る必要がある。

|                  |       |     |
|------------------|-------|-----|
| エネルギー事業者との防災訓練実施 | 実施の有無 | 未実施 |
|------------------|-------|-----|

#### 推進方針

#### 6-1-1 電力供給機能の災害対応力強化

- 被災による電力供給の長期途絶を回避するため、電力供給事業者（東北電力）とは、平時から防災会議のほか各種連絡会議、防災訓練等を通して、情報交換を行うとともに、連携協力体制を強化する。
- 電力供給施設の耐力強化について、電力供給会社へ要請する。

### 6-2 上水道の長期間にわたる供給停止

#### 脆弱性評価

#### 6-2-1 上水道施設の老朽管更新や耐震化対策

- 上水道・簡易水道施設の老朽化に起因する漏水事故について頻度が上昇傾向にあり、施設更新事業や耐震対策事業を進める必要がある。
- 大規模災害によって低下する水道供給機能を早期に復旧させるための体制は整えているが、必要に応じて適宜見直し、確実に機能する管理体制を整備する必要がある。

|         |        |      |
|---------|--------|------|
| 浄水場の耐震化 | 耐震化率   | 100% |
| 配水池の耐震化 | 耐震化率   | 57%  |
| 配水管の耐震化 | 耐震化率*3 | 2.1% |

|                    |  |
|--------------------|--|
|                    | <p><b>6-2-2 上水道の断水に備えた応急給水体制の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 上水道の断水に備え、生活用水の確保と応急給水体制の確保を促進する必要がある。</li> </ul>   |
| <p><b>推進方針</b></p> | <p><b>6-2-1 上水道施設の老朽管更新や耐震化対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模災害時においても安定して水道水を供給するため、上水道施設の更新工事を実施する。</li> <li>● 上水道供給の長期停止を防ぐため、浄水場や送水ポンプ場、水源、基幹管路の耐震診断を実施し、必要な耐震対策を推進する。</li> <li>● 大規模災害から水道供給機能を早期復旧させるため、確実に機能する管理体制の整備に努める。</li> </ul> |
|                    | <p><b>6-2-2 上水道の断水に備えた応急給水体制の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 浄水場施設への非常用発電機の整備を進める。</li> <li>● 避難所や公立小中学校等への浄水器の設置、給水車の整備など、生活用水の確保と応急給水体制の確保を促進する。</li> <li>● 上水道の断水に備えた給水車の確保を進める。</li> <li>● 応急給水体制を確保するための広域連携を促進する。</li> </ul>           |

|  |   |   |      |             |      |      |          |      |      |           |     |    |
|--|---|---|------|-------------|------|------|----------|------|------|-----------|-----|----|
| <p><b>6-3 下水道施設（污水处理施設等）の長期間にわたる機能停止</b></p> |   |   |      |             |      |      |          |      |      |           |     |    |
| <p><b>脆弱性評価</b></p>                          | <p><b>6-3-1 下水道施設の老朽管更新や耐震化対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 下水道施設については、経年劣化、污水处理に伴う有毒ガスによる腐食等、施設の老朽化等が顕在化しており、大規模地震発生時における公衆衛生問題の発生防止のためにも、各施設の改築更新事業を本格化する必要がある。</li> </ul> | <table border="1"> <tr> <td>下水道処理施設の耐震化</td> <td>耐震化率</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>幹線管渠の耐震化</td> <td>耐震化率</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>仮設トイレ等の備蓄</td> <td>備蓄率</td> <td>0%</td> </tr> </table> |      | 下水道処理施設の耐震化 | 耐震化率 | 100% | 幹線管渠の耐震化 | 耐震化率 | 100% | 仮設トイレ等の備蓄 | 備蓄率 | 0% |
|  | 下水道処理施設の耐震化   | 耐震化率  | 100% |             |      |      |          |      |      |           |     |    |
| 幹線管渠の耐震化                                     | 耐震化率  | 100%  |      |             |      |      |          |      |      |           |     |    |
| 仮設トイレ等の備蓄                                    | 備蓄率   | 0%  |      |             |      |      |          |      |      |           |     |    |
| <p><b>推進方針</b></p>                           | <p><b>6-3-1 下水道施設の老朽管更新や耐震化対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 污水处理装置等について、長寿命化及び機能強化のために必要な更新工事を行う。</li> </ul>   |   |      |             |      |      |          |      |      |           |     |    |

- 大規模地震に備え、下水道施設の耐震診断を実施し、必要な耐震対策を推進する。
- 避難所トイレの改修を進める。

## 6-4 地域交通ネットワークの分断

**脆弱性評価**

**6-4-1 緊急輸送路等の整備**

- 災害時の運搬・輸送路を確保するため、重要幹線道路の整備をはじめとした道路交通網の整備を着実に進める必要がある。
- 国県道等の主要幹線を結ぶ町道網については、計画的に順次整備しているが、未だ幅員が狭い箇所や急勾配、急カーブの通行危険箇所が残っており、今後においても道路整備は優先的に取り組む必要がある。
- 洪水による道路冠水を防ぐ必要がある。

**6-4-2 道路施設の長寿命化**

- 戦後の高度成長期に建設された老朽橋梁の掛替え修繕や道路維持補修に対する早急な対応が求められる。
- 道路施設の機能を長く安全に保全するため、施設点検を計画的に実施し、予防保全の観点を踏まえた道路施設の維持修繕による長寿命化を推進する必要がある。

|                          |       |       |
|--------------------------|-------|-------|
| 建設後 50 年以上経過する橋梁・トンネルの存在 | 占める割合 | 13.4% |
|--------------------------|-------|-------|

**6-4-3 道路ネットワークの充実**

- あらゆる災害に備え、道路ネットワークによる代替性を強化する必要がある。

**6-4-4 関係機関や民間団体等との連携強化**

- 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、関係機関や災害時応援協定を締結する民間団体等との連携体制の強化を図る必要がある。

推進  
方針

**6-4-1 緊急輸送路等の整備**

- 町道を含む地域幹線道路は、広域幹線道路等を補完するとともに、緊急輸送路として避難や救急・救命活動、支援物資の輸送等にとって重要な役割を果たすことから、道路整備や防災機能の強化、橋梁の耐震化等を計画的に推進する。

**6-4-2 道路施設の長寿命化**

- 橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁の掛け替え、維持修繕を計画的に実施する。
- 道路施設（舗装、法面、盛土、擁壁、道路付属物）の点検及び維持修繕を計画的に実施し、道路利用者の安全確保に努める。

**6-4-3 道路ネットワークの充実**

- あらゆる災害を想定した、代替機能を備えた道路ネットワークの強化を推進する。

**6-4-4 関係機関や民間団体等との連携強化**

- 道路啓開等を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る。

## 7 制御不能な二次災害を発生させない

### 7-1 ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生

|   |   |         |      |    |
|---|---|---------|------|----|
| <b>脆弱性<br/>評価</b>   | <p><b>7-1-1 ため池等の防災対策</b></p> <p>●本町の防災重点ため池（14 箇所）は、耐震化がなされていない状況（現在 3 箇所耐震工事に着手）にあり、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクが高いことから、ため池についての安全性の向上を図る必要がある。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">ため池の耐震化</td> <td style="width: 20%;">耐震化率</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">0%</td> </tr> </table> | ため池の耐震化 | 耐震化率 | 0% |
|   | ため池の耐震化   | 耐震化率    | 0%   |    |
| <p><b>7-1-2 ため池ハザードマップの普及・活用</b></p> <p>●ため池ハザードマップは、防災重点ため池 14 箇所のうち 3 箇所を対象に作成（平成 29 年度）しているが、さらに作成を進めるとともに、これを用いたため池決壊時における正しい避難行動の普及啓発や防災教育に努める必要がある。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">ため池ハザードマップの作成</td> <td style="width: 20%;">作成率</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">21%</td> </tr> </table> | ため池ハザードマップの作成   | 作成率     | 21%  |    |
| ため池ハザードマップの作成   | 作成率   | 21%     |      |    |
| <b>推進<br/>方針</b>  | <p><b>7-1-1 ため池等の防災対策</b></p> <p>●機能低下した「防災重点ため池」の、防災減災対策として、堤体補強や余水吐断面の拡大等の対策を継続して推進し、発災時における機能や安全性を確保する。</p>  |         |      |    |
|   | <p><b>7-1-2 ため池ハザードマップの普及・活用</b></p> <p>●全ての防災重点ため池を対象に、ため池ハザードマップ作成を進めるとともに、集中豪雨によってため池決壊による被害が発生した場合の危険性について、作成した「ため池ハザードマップ」を効果的に活用し町民へ一層の周知啓発を図る。</p>   |         |      |    |

| 7-2 農地・森林等の被害や荒廃による被害の拡大 |   |
|--------------------------|---|
| <b>脆弱性<br/>評価</b>        | <p><b>7-2-1 農地・農業水利施設等の適切な保全管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理の推進が必要である。</li> </ul> <p><b>7-2-2 森林の整備・保全</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本町は近年の高齢化、不在地主等により、管理されてない土地等が多く見られ、森林の荒廃が進み、土砂災害や雪崩の原因となっていることから、災害に強い森林づくりが必要である。</li> </ul> <p><b>7-2-3 協働による森林の機能向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●森林の適切な管理・保全が行われない場合には、森林が有する多面的機能が損なわれ、山地災害等の発生リスクの高まりが懸念されるため、森林機能を発揮するための新たな取り組みが必要である。</li> </ul>                                    |
| <b>推進<br/>方針</b>         | <p><b>7-2-1 農地・農業水利施設等の適切な保全管理</b></p> <p>管理体制等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●農業用施設の管理については、一貫した管理体制がとれるよう各管理主体で操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保など管理体制の強化・徹底を図るとともに、緊急用資機材の備蓄に努める。</li> </ul> <p>二次災害防止施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●農地が有する水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、洪水緩和機能等の多面的機能が発揮されるよう、地域の共同による農地、農業用水利施設等の保全活動や地域における生産活動への支援等、二次災害を防止する施策に取り組む。</li> </ul> <p><b>7-2-2 森林の整備・保全</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●森林の適正管理を推進することで、山肌の露出や土砂崩れの発生など山地災害の抑制を図る。</li> <li>●消防防災、公共土木防災、森林土木防災等と連携を図り、山地災害防止、山火事防止等のキャンペーン活動、山地災害危険地区、森林のパトロール等を展開する。</li> </ul> |



### 7-2-3 協働による森林の機能向上

- 森林等の荒廃を防ぎ、森林の有する多面的機能の発揮や山村地域の活性化を図るため、ボランティア団体や地域コミュニティ等との連携による森林整備・保全活動や環境教育等を推進する。

## 8 地域の社会・経済が速やかに回復できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

|           |   |              |       |     |
|-----------|---|--------------|-------|-----|
| 脆弱性<br>評価 | <b>8-1-1 災害廃棄物処理体制の充実強化</b><br><ul style="list-style-type: none"> <li>●災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うため、平時の備えや計画の策定及びその実効性の向上を図るための体制を整備する必要がある。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>災害廃棄物処理計画の策定</td> <td>策定の有無</td> <td>策定済</td> </tr> </table>                  | 災害廃棄物処理計画の策定 | 策定の有無 | 策定済 |
|           | 災害廃棄物処理計画の策定  | 策定の有無        | 策定済   |     |
| 推進<br>方針  | <b>8-1-1 災害廃棄物処理体制の充実強化</b><br><ul style="list-style-type: none"> <li>●廃棄物発生量の推計や仮置き場の選定・処理方法等を定めた災害廃棄物処理計画に基づき廃棄物の大量処理を想定し、処理能力に一定程度の余裕を持って災害に対応できる施設としての整備に努める。</li> <li>●大規模災害による大量の災害廃棄物発生に対応するため、災害廃棄物処理に関する広域的な協力体制を整備する。</li> <li>●近隣自治体とともに広域ごみ処理施設の整備に向けた取り組みを推進する。</li> </ul> |              |       |     |

### 8-2 復旧・復興を支える人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

|           |  |
|-----------|--|
| 脆弱性<br>評価 | <b>8-2-1 復旧・復興を支える人材等の確保</b><br><ul style="list-style-type: none"> <li>●公共事業の担い手である建設産業では、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足の問題により、災害発生時の復旧事業に支障を来すことが懸念されることから、新たな担い手確保を目指し、公共事業に従事する技術者等の育成・確保を図る必要がある。</li> </ul> |
|           | <b>8-2-2 災害ボランティアの活動体制の強化</b><br><ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害時において、被災者のニーズにきめ細かく対応するためには、被災者支援におけるボランティア活動の支援体制を確立する必要がある。</li> </ul>   |
| 推進<br>方針  | <b>8-2-1 復旧・復興を支える人材等の確保</b><br><ul style="list-style-type: none"> <li>●新潟県建設業協会（津川支部）との災害時応援協定や県内外市町村との相互応援協定の締結により円滑な応急復旧体制を整備する。</li> </ul>   |

|  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●建設業等に対して、災害発生に備えた担い手の育成や技術保有者等の確保について支援する。</li> </ul> <p><b>8-2-2 災害ボランティアの活動体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関等と連携しながら、活動支援のための環境整備に努める。</li> </ul> |
|--|--|

|   |   |                      |     |     |
|---|---|----------------------|-----|-----|
| <b>8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興の大幅な遅れ</b> |   |                      |     |     |
| <b>脆弱性評価</b>                                | <p><b>8-3-1 地域コミュニティ力強化の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域のコミュニティにおける防災力の充実・強化を図るため、地域の防災用資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織を中心に地域の住民や事業所などが協力し、平時から防災訓練や人材の育成・活用などに取り組み、地域コミュニティの活性化を図る必要がある。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">自主防災組織による地域防災訓練の実施状況</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">実施率</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">30%</td> </tr> </table> | 自主防災組織による地域防災訓練の実施状況 | 実施率 | 30% |
| 自主防災組織による地域防災訓練の実施状況                        | 実施率   | 30%                  |     |     |
| <b>推進方針</b>                                 | <p><b>8-3-1 地域コミュニティ力強化の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生時に、被害を最小限に止めるため、地域で対応できる体制を整え、地域防災の担い手となる自主防災組織の結成・活動を支援し、地域防災力の向上を図る。</li> <li>●災害時における復旧・復興を円滑に進めるため、平時から地域コミュニティの基盤である自治会が行う様々な活動に対し財政支援や人的支援を行い、地域コミュニティの活性化を図る。</li> </ul>  |                      |     |     |

## 第5章 計画の推進

### 1 推進方針の重点化

本計画を限られた資源で効率的・効果的に進めるためには、推進方針の重点化を図る必要があります。

このため、本町における脆弱性評価の結果を踏まえつつ「人命保護」を最優先するとともに、「災害発生確率」や「影響の大きさ」の観点から、さらに「効果の大きさ」や、「緊急度・切迫度」などを考慮し、現時点において特に重点化すべき推進方針の項目を設定するとともに、この重点化項目については、計画の進捗状況等を踏まえて、適時見直しを行います。

### 2 計画の推進及び見直し

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針で設定した指標等により、進捗状況を把握しながら、全庁連携により、計画を着実に推進します。

また、今後の本町を取り巻く社会情勢の変化や本町における各種計画等との調和を勘案し、国、県等の国土強靱化に係る取り組みの進捗状況等を考慮しながら、必要に応じて見直しを行うことを基本とします。

### 3 推進方針の重点化項目

地域強靱化に向けた推進方針のうち、本町において設定した特に重点化すべき推進方針の項目については、次表に示すとおりです。

また、表については各項目の担当部署も合わせ示します。

| 基本目標               | 起きてはならない最悪の事態<br>(リスクシナリオ)   | 地域強靱化に向けた<br>推進方針             | 担当部署 |       |     |              |     |       |      |              |       |  |
|--------------------|------------------------------|-------------------------------|------|-------|-----|--------------|-----|-------|------|--------------|-------|--|
|                    |                              |                               | 総務課  | 福祉介護課 | 農林課 | 観光課<br>まちづくり | 建設課 | 学校教育課 | 消防本部 | 推進課<br>こども健康 | 町民生活課 |  |
| 1 町民の生命の保護が最大限図られる | 1-1 地震による建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生 | 1-1-1 住宅・建築物の耐震化、老朽空き家対策      | ●    |       |     | ●            | ●   |       |      |              |       |  |
|                    |                              | 1-1-2 学校等、多数の者が利用する建築物の耐震化    | ●    | ●     |     |              |     | ●     | ●    |              |       |  |
|                    |                              | 1-1-3 避難所・避難路の安全性確保           | ●    |       |     |              | ●   |       |      |              |       |  |
|                    |                              | 1-1-4 防災活動拠点の強化               | ●    |       |     |              |     |       | ●    |              |       |  |
|                    |                              | 1-1-5 救急体制の整備・充実              |      |       |     |              |     |       | ●    |              |       |  |
|                    |                              | 1-1-6 消防、医療機関及び他市町村の連携強化      |      |       |     |              |     |       | ●    | ●            |       |  |
|                    |                              | 1-1-7 家庭における災害対策              | ●    |       |     |              |     |       | ●    |              |       |  |
|                    |                              | 1-1-8 地域単位での防災体制の強化           | ●    | ●     |     |              |     |       | ●    |              |       |  |
|                    | 1-2 異常気象等による広域かつ長期的な浸水被害     | 1-2-1 洪水ハザードマップの普及・活用         | ●    |       |     |              |     | ●     |      |              |       |  |
|                    |                              | 1-2-2 阿賀野川河川整備計画の早期策定及び事業の実施  | ●    |       |     |              | ●   |       |      |              |       |  |
|                    |                              | 1-2-3 洪水及び内水はん濫への対応           | ●    |       |     |              | ●   |       |      |              |       |  |
|                    |                              | 1-2-4 要配慮者利用施設における防災体制の強化     | ●    | ●     |     |              |     |       |      |              |       |  |
|                    |                              | 1-2-5 地域単位での防災体制の強化           | ●    | ●     |     |              |     |       | ●    |              |       |  |
|                    | 1-3 大規模土砂災害による多数の人的被害の発生     | 1-3-1 土砂災害警戒区域等の指定及び警戒避難体制の強化 | ●    |       |     |              | ●   |       |      |              |       |  |
|                    |                              | 1-3-2 土砂災害防止事業の実施             | ●    |       | ●   |              | ●   |       |      |              |       |  |
|                    |                              | 1-3-3 森林整備の促進                 |      |       | ●   |              |     |       |      |              |       |  |
|                    |                              | 1-3-4 治山事業導入による対策の展開          |      |       | ●   |              | ●   |       | ●    |              |       |  |
|                    |                              | 1-3-5 要配慮者利用施設における防災体制の強化     | ●    | ●     |     |              |     |       |      |              |       |  |
|                    |                              | 1-3-6 地域単位での防災体制の強化           | ●    | ●     |     |              |     |       |      | ●            |       |  |

| 基本目標                                 | 起きてはならない最悪の事態<br>(リスクシナリオ)                                    | 地域強靱化に向けた<br>推進方針             | 担当部署 |       |     |              |     |       |      |              |       |
|--------------------------------------|---|-------------------------------|------|-------|-----|--------------|-----|-------|------|--------------|-------|
|                                      |   |                               | 総務課  | 福祉介護課 | 農林課 | 観光課<br>まちづくり | 建設課 | 学校教育課 | 消防本部 | 推進課<br>こども健康 | 町民生活課 |
| 1 町民の<br>生命の保<br>護が最大<br>限図られ<br>る   | 1-4 大雪による<br>交通障害や人的<br>被害の発生                                 | 1-4-1 冬期道路除雪の強化               |      |       |     |              | ●   |       |      |              |       |
|                                      |   | 1-4-2 地域除雪の強化                 |      |       |     | ●            |     |       |      |              |       |
|                                      |   | 1-4-3 雪崩防止対策                  | ●    |       |     |              | ●   |       |      |              |       |
|                                      |   | 1-4-4 空き家対策                   | ●    |       |     |              |     |       |      |              |       |
|                                      | 1-5 情報伝達の<br>不備、災害に対す<br>る意識の低さ、避<br>難行動の遅れ等<br>による被害の拡<br>大  | 1-5-1 災害関連情報の伝達手<br>段の多様化     | ●    |       |     | ●            |     |       |      |              |       |
|                                      |   | 1-5-2 災害意識の向上及び地<br>域防災訓練の充実  | ●    |       |     |              |     |       | ●    |              |       |
| 2 救助・<br>救急・医療<br>活動が迅<br>速に行わ<br>れる | 2-1 被災地での<br>食料・飲料水等、<br>生命に関わる物<br>資供給の長期停<br>止              | 2-1-1 緊急物資備蓄の推進               | ●    | ●     |     |              |     |       | ●    |              |       |
|                                      |   | 2-1-2 救援物資受入れ体制の<br>整備        | ●    |       |     |              |     |       |      |              |       |
|                                      |   | 2-1-3 緊急輸送道路の確保               | ●    |       |     |              | ●   |       |      |              |       |
|                                      | 2-2 多数かつ長<br>期にわたる孤立<br>集落の同時発生                               | 2-2-1 緊急輸送道路の機能確<br>保         |      |       | ●   |              | ●   |       |      |              |       |
|                                      |   | 2-2-2 孤立集落の緊急時にお<br>ける輸送体制の構築 | ●    |       |     |              |     |       | ●    |              |       |
|                                      |   | 2-2-3 孤立集落における通信<br>手段の確保     | ●    |       |     | ●            |     |       |      |              |       |
|                                      |   | 2-2-4 地域防災活動の推進               | ●    | ●     |     |              |     |       |      |              |       |
|                                      | 2-3 警察、消防、<br>自衛隊等の被災<br>等による救助・救<br>急活動等の絶対<br>的不足           | 2-3-1 医療機関並びに関係機<br>関との連携強化   | ●    |       |     |              |     |       | ●    | ●            |       |
|                                      |   | 2-3-2 救助・救急体制の強化              |      |       |     |              |     |       | ●    |              |       |
|                                      |   | 2-3-3 地域防災力の充実・強化             | ●    |       |     |              |     |       | ●    |              |       |
|                                      |   | 2-3-4 消防施設、設備の充実              |      |       |     |              |     |       | ●    |              |       |
|                                      | 2-4 医療施設や<br>関係者等の絶対<br>的不足・被災、支<br>援ルート途絶<br>等による医療機<br>能の麻痺 | 2-4-1 医療救護体制の整備               | ●    |       |     |              |     |       |      | ●            |       |
| 2-4-2 医療施設における防災<br>対策               |   |                               | ●    |       |     |              |     |       | ●    |              |       |
| 2-4-3 救護所等での資機材の<br>確保               |   | ●                             |      |       |     |              |     |       | ●    |              |       |

| 基本目標                 | 起きてはならない最悪の事態<br>(リスクシナリオ)               | 地域強靱化に向けた<br>推進方針           | 担当部署 |       |     |              |     |       |      |              |       |
|----------------------|--|-----------------------------|------|-------|-----|--------------|-----|-------|------|--------------|-------|
|                      |  |                             | 総務課  | 福祉介護課 | 農林課 | 観光課<br>まちづくり | 建設課 | 学校教育課 | 消防本部 | 推進課<br>こども健康 | 町民生活課 |
| ② 救助・救急・医療活動が迅速に行われる | 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生                 | 2-5-1 避難所における衛生対策           | ●    | ●     |     |              | ●   |       |      |              |       |
|                      |  | 2-5-2 平時からの予防措置             | ●    |       |     |              |     |       |      | ●            |       |
|                      |  | 2-5-3 下水道施設の改築等             | ●    |       |     |              | ●   |       |      | ●            |       |
|                      | 2-6 避難所が適切に運営できず避難者の安全確保ができない事態          | 2-6-1 避難所の安全確保              | ●    |       |     |              | ●   |       |      |              |       |
|                      |  | 2-6-2 避難所における生活環境の整備        | ●    | ●     |     |              | ●   |       |      | ●            |       |
|                      |  | 2-6-3 福祉避難所の整備促進            | ●    | ●     |     |              |     |       |      |              |       |
|                      |  | 2-6-4 避難所生活でのストレスの軽減        | ●    | ●     |     |              |     |       |      | ●            |       |
| ③ 必要不可欠な行政機能を確保する    | 3-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止         | 3-1-1 防災拠点庁舎の安全性の確保、防災機能の強化 | ●    |       |     |              |     |       | ●    |              |       |
|                      |  | 3-1-2 業務継続体制の整備             | ●    | ●     | ●   | ●            | ●   | ●     | ●    | ●            | ●     |
|                      |  | 3-1-3 災害対応能力の向上             | ●    | ●     | ●   | ●            | ●   | ●     | ●    | ●            | ●     |
|                      |  | 3-1-4 支援受入れ体制の整備等           | ●    |       |     |              |     |       |      |              |       |
| ④ 必要不可欠な情報通信機能を確保する  | 4-1 情報伝達の不備や災害に対する意識の低さによる避難行動の遅れで犠牲者が発生 | 4-1-1 通信インフラの機能維持           | ●    |       |     | ●            |     |       |      |              |       |
|                      |  | 4-1-2 災害情報の伝達手段の多様化         | ●    |       |     | ●            |     |       |      |              |       |
| ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない    | 5-1 食料等の安定供給の停滞                          | 5-1-1 農業の生産基盤等の強化           |      |       | ●   |              |     |       |      |              |       |
|                      |  | 5-1-2 生産基盤等の災害対応力の強化        |      |       | ●   |              |     |       |      |              |       |
|                      |  | 5-1-3 食料等供給体制の整備            | ●    |       |     |              |     |       |      |              |       |
| ⑥ 経済活動を機能不全に陥らせない    | 6-1 電力の長期間にわたる供給停止                       | 6-1-1 電力供給機能の災害対応力強化        | ●    |       |     |              | ●   |       |      |              |       |
|                      |  | 6-2 上水道の長期間にわたる供給停止         |      |       |     |              | ●   |       |      |              |       |
|                      | 6-2-2 上水道の断水に備えた応急給水体制の確保                | ●                           |      |       |     | ●            | ●   |       |      |              |       |

| 基本目標                                 | 起きてはならない最悪の事態<br>(リスクシナリオ)          | 地域強靱化に向けた<br>推進方針        | 担当部署 |       |     |              |     |       |      |              |       |
|--------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------|------|-------|-----|--------------|-----|-------|------|--------------|-------|
|                                      |                                     |                          | 総務課  | 福祉介護課 | 農林課 | 観光課<br>まちづくり | 建設課 | 学校教育課 | 消防本部 | 推進課<br>こども健康 | 町民生活課 |
| ⑥ 経済活動を機能不全に陥らせない                    | ⑥-3 下水道施設<br>(汚水処理施設等)の長期間にわたる機能停止  | ⑥-3-1 下水道施設の老朽管更新や耐震化対策  |      |       |     |              | ●   |       |      |              |       |
|                                      | ⑥-4 地域交通ネットワークの分断                   | ⑥-4-1 緊急輸送路等の整備          |      |       |     | ●            |     |       |      |              |       |
|                                      |                                     | ⑥-4-2 道路施設の長寿命化          |      |       |     | ●            |     |       |      |              |       |
|                                      |                                     | ⑥-4-3 道路ネットワークの充実        |      |       |     | ●            |     |       |      |              |       |
| ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない                   | ⑦-1 ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生          | ⑦-1-1 ため池等の防災対策          |      |       | ●   |              |     |       |      |              |       |
|                                      |                                     | ⑦-1-2 ため池ハザードマップの普及・活用   | ●    |       | ●   |              |     |       |      |              |       |
|                                      | ⑦-2 農地・森林等の被害や荒廃による被害の拡大            | ⑦-2-1 農地・農業水利施設等の適切な保全管理 |      |       | ●   |              |     |       |      |              |       |
|                                      |                                     | ⑦-2-2 森林の整備・保全           |      |       | ●   |              |     | ●     |      |              |       |
| ⑧ 地域の社会・経済が速やかに回復できる条件を整備する          | ⑧-1 大量に発生する災害廃棄物処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ | ⑧-1-1 災害廃棄物処理体制の充実強化     | ●    |       |     |              |     |       |      | ●            |       |
|                                      |                                     | ⑧-2-1 復旧・復興を支える人材等の確保    | ●    |       |     | ●            |     |       |      |              |       |
|                                      | ⑧-2-2 災害ボランティアの活動体制の強化              | ●                        | ●    |       |     |              |     |       |      |              |       |
| ⑧-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興の大幅な遅れ | ⑧-3-1 地域コミュニティ力強化の支援                | ●                        |      |       |     |              |     |       |      |              |       |



【資料】リスクシナリオの評価指標一覧

| 指標名                                | 現状    |    | 目標      | 説明事項等                     |
|------------------------------------|-------|----|---------|---------------------------|
|                                    | 現状値   | 年度 |         |                           |
| <b>1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生</b> |       |    |         |                           |
| 住宅の耐震化率                            | 44.8% | R1 | 増やす     |                           |
| 空き家数                               | 601軒  | R1 | 減らす     | *うち危険空き家数：84軒             |
| 空き家等対策計画の策定の有無                     | 未策定   | R2 | 策定する    |                           |
| 学校建築物の耐震化率                         | 100%  | R2 | 達成      |                           |
| 社会福祉施設の耐震化率                        | 62.5% | R2 | 100%    |                           |
| 公民館等施設の耐震化率                        | 66.7% | R2 | 100%    |                           |
| 学校、保育園の避難行動マニュアル策定の有無              | 策定済   | R2 | 達成      | 阿賀町教育委員会の危機管理マニュアルは策定済み   |
| 小中学生の避難訓練への実施(全員参加)の有無             | 実施    | R2 | 継続する    |                           |
| 小学校と消防本部連携の防火パトロールの実施の有無           | 実施    | R2 | 継続する    |                           |
| 避難所施設の耐震化率                         | 47%   | R2 | 100%    |                           |
| 本庁及び各支所の耐震化率                       | 75%   | R2 | 100%    | 未実施(三川支所) / 全4施設(本庁+3支所)  |
| 消防活動拠点の耐震化率                        | 50%   | R2 | 100%    | 未実施(三川支所) / 全4施設(本署+3分遣所) |
| 消防利水の充足率                           | 100%  | R2 | 達成      |                           |
| 消防本部のデジタル無線化率                      | 100%  | R2 | 達成      |                           |
| ヘリポートの整備率                          | 92%   | R1 | 100%    | ドクターヘリ出動増加を想定した目標に対して     |
| 救急救命士の確保人数                         | 22名   | R2 | 増やす     |                           |
| 家具固定(大部分固定)の実施率                    | 0%    | R2 | 増やす     |                           |
| 防災リーダーの育成率                         | 0%    | R2 | 増やす     | 目標値は未設定                   |
| 災害時要配慮者登録名簿の作成の有無                  | 策定済   | R1 | 定期的に見直す | 個別台帳                      |
| <b>1-2 異常気象等による広域かつ長期的な浸水被害</b>    |       |    |         |                           |
| 洪水ハザードマップの配布率                      | 100%  | R2 | 達成      |                           |
| 洪水及び内水はん濫による想定孤立集落数                | 7行政区  | R2 | 減らす     |                           |
| 災害時要配慮者登録名簿の作成の有無【1-1の再掲】          |       |    |         |                           |
| <b>1-3 大規模土砂災害による多数の人的被害の発生</b>    |       |    |         |                           |
| 土砂災害危険個所の警戒区域指定率                   | 100%  | R2 | 達成      |                           |
| 土砂災害ハザードマップの配布率                    | 100%  | R2 | 達成      |                           |
| 土砂災害のおそれがある自主防                     | 未実施   | R2 | 実施する    |                           |

|   |       |    |         |                               |
|---|-------|----|---------|-------------------------------|
| 災組織と行政が連携した土砂災害防止訓練の実施の有無                       |       |    |         |                               |
| 急傾斜地崩壊危険個所の整備率                                  | 15.6% | R2 | 増やす     |                               |
| 土石流防止対策の実施率                                     | 11.0% | R2 | 増やす     |                               |
| 地すべり防止施設の整備率                                    | 11.1% | R2 | 増やす     |                               |
| 災害時要配慮者登録名簿の作成の有無【1-1の再掲】                       |       |    |         |                               |
| <b>1-4 大雪による交通障害や人的被害の発生</b>                    |       |    |         |                               |
| 冬期道路の無雪化率                                       | 81.2% | R1 | 100%    | 無雪化必要道路に対するの比率                |
| 克雪住宅の整備軒数                                       | 28軒   | R2 | 増やす     | 合併後に、町の補助事業で耐震化した軒数           |
| 雪崩防止対策の実施率                                      | 6.3%  | R2 | 増やす     | 対策必要箇所に対して                    |
| 空き家数【1-1の再掲】                                    |       |    |         |                               |
| 空き家等対策計画の策定の有無【1-1の再掲】                          |       |    |         |                               |
| <b>1-5 情報伝達の不備、災害に対する意識の低さ、避難行動の遅れ等による被害の拡大</b> |       |    |         |                               |
| 地域防災無線の整備率                                      | 100%  | R2 | 達成      | 目標基数に対して                      |
| 災害情報の屋内受信機の整備率                                  | 87.6% | R2 | 100%    | T V電話、通信可能世帯のみ(事業所除く)         |
| 町管理施設(学校、保育園等)における緊急地震速報装置の設置率                  | 100%  | R2 | 達成      | 対象施設に対して                      |
| 自主防災組織による地域防災訓練の実施率                             | 30%   | R2 | 増やす     | 実施組織の全てにおいて年1回以上実施している状況ではない  |
| <b>2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</b>         |       |    |         |                               |
| 避難所の食料備蓄(生活者3日分)率                               | 73.9% | R1 | 100%    |                               |
| 避難所の飲料水備蓄(生活者3日分)率                              | 88.1% | R1 | 100%    |                               |
| <b>2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生</b>                  |       |    |         |                               |
| 林道の整備(舗装)率                                      | 73.1% | R1 | 100%    | 舗装済延長 247,979m / 総延長 339,176m |
| 想定孤立集落での住民によるへり誘導訓練の実施率                         | 0%    | R1 | 増やす     | 年1回以上の実施                      |
| 洪水及び内水はん濫による想定孤立集落数【1-2の再掲】                     |       |    |         |                               |
| 想定孤立集落への地域防災無線の整備率                              | 100%  | R1 | 達成      | T V電話                         |
| 自主防災組織の活動カバー率                                   | 87.7% | R1 | 維持する    |                               |
| 自主防災組織による地域防災訓練の実施率【1-5の再掲】                     |       |    |         |                               |
| <b>2-3 警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</b>      |       |    |         |                               |
| 消防団員の確保率  | 96%   | R2 | 100%    | 目標数に対して                       |
| 消防団と自主防災組織による合同災害訓練の実施の有無                       | 実施    | R2 | 実施率を上げる |                               |
| 消防資機材の整備率                                       | 80%   | R2 | 100%    | 整備目標に対して                      |
| 救急資機材の整備率                                       | 75%   | R2 | 100%    | 整備目標に対して                      |

|   |       |     |      |  |
|---|-------|-----|------|--|
| <b>2-4 医療施設や関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶等による医療機能の麻痺</b> |       |     |      |  |
| 新潟県立津川病院の耐震化                                      | 未実施   | R2  | 実施する |  |
| 診療施設の耐震化率   | 66.7% | R2  | 100% |  |
| <b>2-6 避難所が適切に運営できず避難者の安全確保ができない事態</b>            |       |     |      |  |
| 避難所施設の耐震化率【1-1の再掲】                                |       |     |      |  |
| 避難所の防災機能の整備率                                      | 1.4%  | R2  | 増やす  | 停電時電源切替装置や発電機の整備状況：2施設/147施設                         |
| 災害時健康支援マニュアルの策定の有無                                | 策定済   | R1  | 達成   |  |
| 社会福祉施設での避難訓練の実施率                                  | 64%   | R1  | 増やす  | 年1回以上の実施：9施設/25施設                                    |
| <b>3-1 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</b>                 |       |     |      |  |
| 本庁及び各支所における防災機能の整備率                               | 100%  | R1  | 達成   | 停電時電源切替装置や発電機の整備                                     |
| 町職員の防災訓練の実施の有無                                    | 実施    | R2  | 継続する |  |
| <b>4-1 情報伝達の不備や災害に対する意識の低さによる避難行動の遅れで犠牲者が発生</b>   |       |     |      |  |
| 本庁及び各支所における防災機能の整備率【3-1の再掲】                       |       |     |      |  |
| <b>6-1 電力の長期間にわたる供給停止</b>                         |       |     |      |  |
| エネルギー事業者との防災訓練の実施の有無                              | 未実施   | R2  | 実施する |  |
| <b>6-2 上水道の長期間にわたる供給停止</b>                        |       |     |      |  |
| 浄水場の耐震化   | 100%  | R1  | 達成   | 2/2施設  |
| 配水池の耐震化   | 57%   | R1  | 100% | 4/7施設  |
| 配水管の耐震化   | 2.1%  | R1  | 増やす  | 1,052m/50,021m(導水管：0%、送水管：8.6%、配水本管：32.6%、配水支管：1.1%) |
| <b>6-3 下水道施設(汚水処理施設等)の長期間にわたる機能停止</b>             |       |     |      |  |
| 下水道処理施設の耐震化率                                      | 100%  | R1  | 達成   | 5/5施設  |
| 幹線管渠の耐震化率   | 100%  | R1  | 達成   | 7,925m   |
| 仮設トイレ等の備蓄率  | 0%    | R2  | 増やす  |  |
| <b>6-4 地域交通ネットワークの分断</b>                          |       |     |      |  |
| 建設後50年以上経過する橋梁・トンネル施設率                            | 13.4% | R2  | 0%   |  |
| <b>7-1 ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生</b>                 |       |     |      |  |
| ため池の耐震化率  | 0%    | R2  | 進める  | 0/14箇所(防災重点ため池)                                      |
| ため池ハザードマップの作成率                                    | 21%   | H29 | 増やす  | 3/14箇所(防災重点ため池)                                      |
| <b>8-1 大量に発生する災害廃棄物処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ</b>        |       |     |      |  |
| 災害廃棄物処理計画の策定の有無                                   | 策定済   | R1  | 達成   |  |
| <b>8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興の大幅な遅れ</b>       |       |     |      |  |
| 自主防災組織による地域防災訓練の実施率【1-5の再掲】                       |       |     |      |  |